

税制についての租研会員の意見調査結果

平成 22 年 10 月

社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果



(社)日本租税研究協会

Ⅰ 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計832人を対象として実施いたしました。

(1) 目 的

(社)日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用してまいりたいと考えております。

(2) 対 象

(社)日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象といたしました維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計361、通常会員は大学教授・准教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計380、本協会の役員・評議員は91です（単位・敬称を省略させていただきました）。

(3) 実施期間

平成22年7月20日から8月2日まで。

(4) 方 法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

Ⅱ 会員意見調査の特色

(1) 回 収 率

全体では25.6%で昨年度（24.9%）よりも0.7ポイント上昇した。

(2) 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

① 政府が最優先で取り組むべき課題については、足元の景気対策より、むしろ中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）、財政の健全化、税制の抜本的改革といった構造改革を会員は求めている。

② わが国においては、国民全体が受ける社会保障や教育等の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉—低負担」と言われている。今後、高齢化の進展に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されているなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・

中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき点として、「公平性の確保」が最多であった。このことは、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④ 社会保障財源として消費税の役割が大きいとする意見が多い。また、税率は10%前後とすべきという会員が多く、税率が10%を超える場合には逆進性対策を講じる必要があるとする会員が多数であった。
- ⑤ 法人課税については、税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに、配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与えているとの認識を多くの会員が有しており、実効税率の引き下げを求める会員が多い。
- ⑥ 個人所得課税については、近年、税収調達機能の低下とともに所得再分配機能が弱体化しているとの指摘がなされている。税収調達機能については現状程度が望ましいとする会員が多いが、最低税率適用のブラケット幅の縮小を求める会員も多く見られた。
- ⑦ 課税割合が低下している相続税であるが、基礎控除の水準については引き下げるべきとする回答と、現行制度を維持すべきとする回答とがほぼ拮抗しており、今後、相続税のあり方について国民的な議論が必要であることが示された。
- ⑧ 地方税については、受益と負担の連動を強化するために応益原則を徹底させるべきとする意見とともに、簡素化を望む声が多く見られた。
- ⑨ 温暖化対策については、税制以外の手法により、削減を図るべきであるとする会員

が多い。印紙税については、電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

- ⑩ 税制一般に関しては、租税情報の不十分さ、グローバル化への対応の遅れ、制度の複雑化にともなう事務負担・費用の増大を問題とする会員が多い。

解 説

I. 財政及び税制全般について

1. 経済及び財政政策全般

(1) 経済及び財政政策

問1 政策課題について

わが国の経済は、一部に持ち直しの動きはあるも、未だ自律的な回復に至っていない。また、多くの構造問題に対して改革が進まず、国民の間には閉塞感がある。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねた。「足元の景気対策」と答えた会員は31.5%にすぎなかったのに対して、「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」と答えた会員は全体の85.0%にのぼった。また、「財政の健全化（含む、歳出改革）」も79.8%、「税制の抜本的改革」も63.4%に達するというように、わが国の構造改革に関する課題をあげる会員が多い。これらは、閉塞感のある経済の現状から脱却し、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためには不可欠な課題であり、しかも、喫緊の課題であるという認識を多くの会員がもっていることを調査結果は示している。

問2 財政赤字と財政健全化目標

わが国の国・地方の長期債務残高は、平成22

年度末には862兆円（対GDP比181%）と見込まれており、世界の主要国の中では、けた外れの財政赤字国となっている。このままでは、財政の持続可能性が危ぶまれるとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。政府は成長戦略において、国・地方の基礎的財政収支を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、また、遅くとも2020年度までに黒字化するなどの財政健全化目標を立て、中期財政フレームを公表した。

このような政府の財政再建への取り組みについてたずねた。「経済状況の回復よりも財政健全化の優先度が高いとは考えないが、可能であれば前倒しして、財政健全化を進めるべきである」が30.0%と最も高く、「歳出・歳入一体化改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって、安易な目標の後退を容認すべきではない」の28.2%がそれに次いだ。足元の悪い経済状況は存在するものの、財政健全化への取り組みの必要性に対する会員の意識の強さが読み取れる。このことは、「経済回復を最優先に考えるべきであり、経済状況によっては、政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない」とする会員が11.7%にすぎなかったことからもうかがい知ることができる。

問3 財政運営

財政の健全化が大きな課題であることが調査から明らかになったが、そこで、現政府における税財政の運営及び方針をどのように評価するかについて複数回答でたずねた。「法人実効税率の引き下げの方針がでていることは評価する」が70.9%と最も多く、「現在の税収不足を勘案すれば、安定的な税源として消費税を増税する方向性は評価できる」が54.9%、「子育て支援手当、農家への所得保障政策などを見ると、成長につながる支出となるのか疑問」が45.5%、「給与所得者が相対的に減少する将来を見通せ

ば、所得税ではなく、消費税が基幹的な財源となることで世代間の負担が均されるので、消費税増税の方向性は評価できる」が38.5%となった。法人税の負担軽減によって経済を成長させ、税収を増やすことによって財政収支を改善するという方向への期待がうかがえる。また、消費税を税制の柱に据えることに賛同する会員が多い。他方、子育て支援手当や農家への所得保障政策などについては、成長に直結しないとして疑問視する会員が半数近くに上った。経済成長と財政健全化の両立を実現できる財政運営を会員は求めている。

問4 社会保障と成長戦略

政府は、社会保障の強化により国民は安心してお金を消費に回すことができるようになると共に、消費活動を通じて新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出している。また、雇用創出効果を高めるためには、現金給付から現物給付へと重点をシフトさせるとしている。これらの方向性についての評価を複数回答でたずねた。「社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する」と答えた会員は10.3%にすぎず、「現物給付は、現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する」も13.6%にすぎなかった。そして、半数（50.7%）の会員が「具体性に乏しく、社会保障がどのような姿になるのか想像できない」と厳しい評価を下している。

問5 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国においては、さらなる歳出削減努力が必要であるが、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」が75.1%と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別

会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。第2位の「公務員人件費」(59.6%)は、行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化等の改革を求めるものである。近年、歳出削減への取り組みの中で削減傾向にあることもあり、「公共事業」をあげた会員は28.6%と、昨年度の40.5%から減少した。

(2) 受益と負担

問6 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉—低負担」と言われており、今後さらなる高齢化の進行に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方として、どのように考えるかをたずねたところ、「受益と負担の乖離は非常に問題であり、中福祉—中負担を目指すべき」と考える会員が75.1%と圧倒的多数であった。また、「高福祉—高負担に踏み出すべき」は4.7%にすぎず、「低福祉—低負担を目指すべき」も16.9%にすぎなかった。

問7 国民負担率に関する意識

国・地方を合わせた国民負担率は39.0%(平成22年度)であり、ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。しかし、国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進展による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が52.6%と半数を超え、次いで、「現状レベルを維持すべき」が33.8%となった。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する制約にも配慮する必要がある。

問8 基礎年金の国庫負担割合

平成21年度から、基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられたが、将来これを更に押し進め、基礎年金部分は全額国庫負担とするという主張もある。全額国庫負担とすることの是非をたずねたところ、「国庫負担割合は、2分の1に止めるべき」が62.0%と半数を超え、「財源措置をした上で全額国庫負担とすべき」の30.0%を大きく上回った。年金財源調達方式として保険料方式の意義を認めた結果と言える。

2. 税制全般

(1) 税制改正へ向けての基本的視点

問9 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。56.8%の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また、「簡素性の確保」の21.1%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は可能なかぎり簡素なものでなくてはならず、ややもすると軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は物語っている。

問10 税制改革にあたって重要な視点

課税原則に加え、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の76.1%が「経済活力の強化」をあげた。

欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには、好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果とも言える。第2位は「安定的財源の確保」の55.4%、第3位は「国税と地方税の役割分担の明確化（含む、地方分権化）」の27.2%であった。近年、格差問題がクローズアップされているが、格差問題の是正に関しては、「世代間格差」が23.5%、「所得格差」が17.4%、「地域間格差」が6.6%と、税制改革にあたって格差是正はそれほど重要な視点とは考えられていない。また、税制面で「少子化対策」に期待する会員も17.8%にすぎない。

問11 税目別バランスと税制改正

わが国の課税状況（国税・地方税計）は、平成19年度（実績ベース）で、所得税課税が30.6%、法人税課税が26.4%、消費課税が28.3%、資産課税が14.5%となっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねた。「消費税、所得税をより重視する」（ドイツ、イギリス型）と答えた会員が44.1%、「消費税をより重視する」（フランス型）が40.8%であった。今後の社会保障費の増大や現在の財政状況を考えると、とくに消費税を重視することの必要性が確認されたと言える。

Ⅱ. 各 税 目

1. 消 費 税

(1) 消費税の引き上げと用途について

問12 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税

の増税が議論されている。そこで、消費税の引き上げの是非と、引き上げるとすればどの程度の税率が妥当、もしくは容認可能であるかをたずねたところ、「現状維持」は5.2%にすぎず、大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また、税率については「10～15%」が39.4%と最も多く、次いで「7～10%」が33.3%となった。ただし、ヨーロッパの国々のように15%を上回る税率を容認する意見は1割に満たなかった。

問13 消費税の引き上げ時期

将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしても、消費税の引き上げ時期については意見の相違が予想される。そこで、引き上げ時期についてたずねたところ、「経済の回復が確認できれば、景気に配慮しながら、数年間に渡って徐々に引き上げる」が30.5%と最も多く、「経済の回復が確認できれば早急に引き上げる」の19.7%が続いた。また、「財政は危機的な状況であり、速やかに引き上げる」と答えた会員も16.9%に上り、「歳出改革を徹底的にやるのが先決であり、歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない」とする会員は17.4%にすぎなかった。経済への影響を見極める必要があるが、現在の厳しい財政状況を考え、引き上げについては歳出削減とは関係なく実施すべきと考える会員が大多数であった。

問14 用途及び目的税化

消費税の用途を年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に限定することをどのように考えるかをたずねた。「一般税化が税における基本であり、用途の硬直化に繋がる危惧があり反対」が40.4%と最多であったが、「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」も37.6%とほぼ同じ比率であった。会員の消費税への期待が大きいことを考えると、税率引き上げのための現実的な対応として、一般財源化にこだわらない

という考えも増えてきている。

(2) 逆進性対策

問15 逆進性対策

消費税率の引上げが俎上に登るとき、逆進性問題が持ち上がる。消費税の逆進性対策の必要性についてたずねた。「消費税率が10%を超える負担となる場合には、逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が61.0%と最多であった。このことは、消費税の引き上げが必要との認識を持つ会員が多く、引き上げへの対応が現実問題として浮かび上がってきたことを反映したとも言える。

問16 逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで、逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ、「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」と答えた会員が45.5%と最多であったが、「給付付き税額控除の導入や給付面での手当てを行うべき」も32.4%に上った。逆進性対策を行う場合には、公平性、消費行動に与える影響などを十分に考慮した選択が求められる。

(3) インボイス制度

問17 インボイス制度の導入について

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ、「複数税率となる場合以外には、導入すべきではない」が39.0%と最多であった。また、「現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである」と積極的に導入を求める会員は21.6%であった。しかし、「複数税率となっても、導入すべきではない」と導入に否定的な会員も20.7%に上っている。「税率が二桁（10%超）になる場合には、導入すべき」も15.0%であり、インボイス導入に関しては意見が分かれている。

2. 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

平成22年度税制改正大綱において、法人課税については、「租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していく」とされた。そこで法人実効税率と課税ベースについて、企業行動に法人税が及ぼす影響も含めて調査を行った。

問18 法人実効税率の企業行動への影響

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。わが国の法人実効税率は（平成22年1月現在）は、アメリカの水準並の40.7%（国税と地方税の合計）であるのに対して、イギリス28.0%、ドイツ29.4%となっている。また、日本企業と競合する中国25.0%、韓国24.2%等のアジア諸国と比べても、わが国の実効税率は相当高くなっている。

諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかについて、複数回答でたずねた。「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が58.7%と最も多く、「日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている」の55.9%がそれに次いだ。また、「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」も41.8%、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである」も31.5%にのぼった。

一方、「企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない」と答えた会員は9.4%にすぎず、法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性は大きいと考えられ、成長戦略として法人実効税率の引き下げは重要なポイントとなることが結果から読み取れる。

問19 法人実効税率の軽減について

そこで、日本の法人実効税率の軽減についてたずねたところ、「日本企業の競争力の阻害となっており、法人実効税率を引き下げるべき」と答えた会員は78.4%と圧倒的多数であり、「財政状況を考えると、法人税を引き下げるべきではない」は7.0%にすぎなかった。法人実効税率を引下げ、税率格差を解消することは、国内への投資を呼び込み、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながることに着目する必要がある。

問20 課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては、とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。この点について複数回答でたずねた。「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」と答えた会員が35.2%であったが、「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを拡大するべきではない」も31.0%とほぼ同比率となった。「税率を国際水準並みに引き下げる場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員は21.6%であった。課税ベースの拡大につ

いては、企業活動の活性化、財政状況、現行の政策税制の効果なども踏まえて検討することの必要性を結果は示している。

問21 研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要であり、世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。一方、わが国では、現在の厳しい財政状況から、法人実効税率の引き下げを行なう場合には、研究開発支援税制も含めて見直しをすべきであるとの考え方もある。そこで、研究開発支援税制のあり方についてたずねたところ、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が46.0%と最多であった。そして、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべき」の33.3%がそれに次いだ。一方、「研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべき」は3.3%にすぎなかった。このように、大部分の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。

問22 法人実効税率の水準

我が国の法人実効税率は高い水準にあるが、それでは、どの程度の水準が適正であるかをたずねたところ、「欧州各国並みの30%程度の水準」と答えた会員が50.7%と半数を超え、「中国、韓国との国際競争が激しいことから、25%程度の水準」の23.9%が続いた。このように、会員の多くは思い切った税率の引き下げが必要と考えている。

問23 法人実効税率の軽減の際の税収規模

現在の厳しい財政状況から、実効税率引き下げにともなう法人税収の減少を重視する考え方

がある。そこで、日本の法人実効税の税率を引き下げの場合に、その税収規模の確保策についてどのように考えるかをたずねた。「法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増、成長によって税収は増加するため、税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填（税収規模に対する中立性）に拘る必要はない」と答えた会員が43.2%と最も多く、「日本の税収構造は法人税に偏っていることから、法人の法定実効税率引き下げによる法人税収の減少は、消費税などの他の税制によってカバーされるべき」の37.6%がそれに次いだ。

経済成長によって税収は確保されるというサプライ・サイドの効果や、消費税等で税収は確保すべきという考えをベースに、税収確保を目的として、法人実効税率引き下げと同時に課税ベースを拡大することには否定的な会員が圧倒的多数である。

問24 法人税率の軽減時期

法人実効税率の引き下げを求めているとしても、その時期については、現在の財政事情に配慮すべきという主張もある。そこで、軽減の時期をたずねた。「将来的には税率を引き下げべきであるが、財政の状況を考えると、消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は、維持することもやむをえない」とする会員が昨年度は42.4%に上っていたが、今年度の調査では14.6%へと大きく比率を落とした。そして、「抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織り込み、スケジュール化を図るべき」と答えた会員が45.5%、「抜本税制や消費税の動向に振り回されることなく、法人税単独でも速やかに税率を引き下げべき」が35.2%（昨年度は16.1%と少数）であった。

このように、厳しい財政状況は認識しながらも、成長戦略として、できる限り早い時期の法人実効税率の引き下げを求めている。我が国における経済情勢の厳しさを反映した結果だと考えられる。

(2) 法人関連税制

問25 法人関連税制における改正

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について、最も重要なものは何かを複数回答でたずねた。「欠損金の繰越・繰戻」が43.7%と最多であり、「受取配当の益金不算入割合」の41.8%、「移転価格税制」の39.9%、「連結納税」の36.2%が続いた。企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

1) 連結納税制度

問26 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止されたものの、その他にも、連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。その点が前問での高い比率になって現れたと考えられる。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、会員の57.7%が「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」をあげ、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」の56.3%、「法人事業税、法人住民税への導入」の44.6%が続いた。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

2) 受取配当の益金不算入割合

問27 受取配当の益金不算入割合

受取配当の益金不算入制度について最も優先

度の高い改正項目はどれかをたずねたところ、「受取配当の益金不算入割合を100%とするべき」が49.3%と、半数近い会員が見直しを求めている。二重課税防止の観点からの改正が必要である。

3) 国際課税

問28 海外子会社からの受取配当の益金不算入制度について

平成21年度税制改正によって、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度が導入された。この制度についての評価を複数回答でたずねたところ、評価する点としては、会員の42.7%が「従来の税額控除方式に比べ、事務負担が大幅に軽減された」ことをあげ、30.5%が「国外の利益を国内に還流するようになった」ことをあげた。しかし、「不算入割合が5%存在しており、全額益金不算入としてほしい」が40.4%、「相手国の源泉が取れなくなったので、租税条約の推進がより重要である」が38.0%と、さらなる改善を求める声も多い。

問29 移転価格税制

移転価格課税については、納税猶予制度の創設や運用の明確化を図るための事務運営指針の改正等制度・運用面での一部改善がなされたが、さらに改善すべき優先度の高い点は何かをたずねた。「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」と答えた会員が54.5%と第1位であった。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。また、「価格算定文書の明確化について、企業の負担が軽減されるように、効果的な資料を公表すべき」も50.7%に上った。

問30 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は、平成22年度税制改正で大幅に改正されたが、今後更に改正すべき項目はどれかをたず

ねたところ、「外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きい」と答えた会員が42.3%と最多であり、「軽課国の判定基準である実効税率を20%未満に引下げるべき」の38.0%が続いた。また、「現行では、外国子会社の留保利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべき」も30.5%に上った。

4) 企業会計と税務会計の乖離

問31 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「有形固定資産」が53.5%と最も多く、「資産の減損」の43.7%、「収益認識基準」の39.4%、「引当金、偶発債務、偶発資産」の34.7%が続いた。

問32 確定決算主義

企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、確定決算主義の対象外とすべき」と答えた会員が47.4%と最多であった。しかし、「所得計算の妥当を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき」とする会員も34.7%に上っている。このように、確定決算主義については会員の意見は分かれている。ただ、「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は18.8%と少なかった。

5) 税制の予測可能性

問33 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで、予測可能性はきわめて重要な条件であり、税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、「移転価格税制」が62.4%、

「国際的な組織再編税制」の29.1%、「タックスヘイブン税制」の25.8%が続いた。企業のグローバル化を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。

3. 個人所得税

(1) 税収調達機能と所得再配分機能

問34 個人所得税と税収調達

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が51.2%と半数を超え、「税収調達機能を回復するためにも増税を実施すべき」は23.5%であった。働く者が報われる社会の構築という点から、所得税負担の増加には否定的な会員が多い。

問35 税率構造と適用ブラケット

最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって所得税の税収感応度や所得再分配機能は弱まっている。これらに影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「納税者の約8割が10%以下の適用となっているため、10%以下の低ブラケットの幅を縮小すべき」と答えた会員が46.0%と最多であり、税負担が中高所得層に偏るという構造の見直しを会員は求めている。また、現行の最高税率（40%）を「引き上げるべき」と考える会員も31.0%に上った。「税率構造等の現行制度は維持すべき」は21.1%であり、会員の多くが税率構造の見直しが必要と考えている。

(2) 所得控除、税額控除等

問36 控除のあり方

現行税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。税率とともに税額決定に大きく影響する控

除のあり方について複数回答でたずねたところ、「担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべき」が37.1%と最多であった。平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていないことが背景にある。「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」が34.3%、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」が31.0%が続いた。子育て支援に関しては児童手当、保育サービスなどの支出面での対応もあるが、税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせた。

問37 給付付き税額控除

課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付する給付付き税額控除制度が、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。そこで、その評価を複数回答でたずねたところ、「歳入と歳出を同時に組み込むこととなり、本来区分すべきものであり、好ましいものではない」と導入それ自体に否定的な会員が39.4%と最多であった。ただ、「消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべき」は24.9%、「子育て等に配慮した低所得者支援等として導入するべき」と答えた会員も20.2%に上り、給付付き税額控除はその目的の明確化と、目的にあった制度設計を行うとともに、既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要であることを示している。このように、給付付き税額控除制度の導入には解決すべき課題も多いと考えられる。

(3) 年末調整

問38 年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいという意見がある。そこで、給与所得者の年末調整のあり方について、どのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め、現行制度は、維持すべき」と答えた会員が51.6%と半数を超え、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の27.7%を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

(4) 社会保障・税に関わる番号制度

問39 社会保障・税に関わる番号制度の導入

的確な課税による公平性を確保するためには納税者番号制度の導入は不可欠であると言われる。政府は現在、「社会保障・税に関わる番号制度」の導入を検討しているが、番号制度導入について、どのように考えるかをたずねた。「給付付き税額控除の導入に係わらず、課税の公平性、効率性等のために、整備すべきインフラであり、早期に導入すべき」と答えた会員が60.6%であり、「制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、慎重に検討の上、導入すべき」の25.8%を大きく上回った。

問40 社会保障・税に関わる番号制度の機能

前問のように、番号制を導入することを必要とする会員が多くなっているが、「社会保障・税に関わる番号制度」を導入とした場合には、どのような制度が望ましいかをたずねたところ、「広く役所での各種行政手続に利用するとともに、社会保障サービス、給付や税務行政にも利用できるものとすべき」と答えた会員が55.9%と半数を超えた。番号制度をより有効に活用すべきという考えの表れである。

(5) 金融所得課税の一元化

問41 総合課税と金融所得課税の一元化

平成22年度の税制改正大綱において「金融所得課税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動性に鑑み、当面の対応として株式譲渡、配当課税の税率の見直しに取り組むと共に、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めること」とされた。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、わが国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が64.3%と半数を大きく上回った。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は26.8%にすぎなかった。

問42 軽減税率と金融所得課税の一元化

平成24年度から上場株式等に係る税率の20%本則課税が行なわれることとされていることについてどのように考えるかをたずねたところ、「貯蓄から投資への方角を目指すべきであり、その効果が明確に現れるまでは、現在の軽減税率を24年以降も継続すべき」が39.9%、「軽減措置は厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが、制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので、軽減措置はあくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべき」の24.4%がそれに続いた。「早期に本則課税（20%）に戻すべき」は14.1%にすぎず、景気動向を踏まえて軽減税率を支持する会員が圧倒的多数であった。

4. 相続税

問43 相続税のあり方

相続税は無償の財産取得に担税力を見いだして課税するもので、個人所得税を補完すること

に課税根拠がある。その際、累進税率を適用することで資産格差の是正を図ることが期待されている。バブル期における地価の急騰にともなって、基礎控除の引き上げや居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われたが、その後、地価がバブル期以前の水準にまで下落したことから、年間死亡者数のうち、相続税の課税が発生する割合は4%程度にまで低下している。また、平成15年度税制改正において、最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しも行われた。

こうしたことから、相続税が持つ資産再分配機能が弱まっているという指摘もある。これらを踏まえて、今後の相続税のあり方として賛成できるのはどれかを、複数回答でたずねたところ、会員の33.3%が「基礎控除額を引き下げ、課税割合を高めるべき」と答えたが、「課税割合を高める必要はなく、基礎控除額も現行を維持すべき」と考える会員も31.5%と、ほぼ拮抗している。最高税率に関しても、「維持すべき」が19.7%、「引上げるべき」が19.2%、「引き下げるべき」が12.2%と、意見は割れている。資産分布の実態と現行相続税の再分配効果を把握し、相続税のあるべき方向性について検討する必要がある。

問44 相続税の課税方式

平成21年度税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設し、この制度化にあわせて、相続税の課税方式を現在の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることを検討することとされた。この課税方式は、相続財産を取得した各個人について、その取得額に応じて課税するものであり、基礎控除も相続財産を取得した各個人単位で行われることになる。そこで、相続税の望ましい課税方式についてたずねたところ、現行の「法定遺産課税取得方式」が望ましいとする会員が48.4%と半数近くを占めた。次いで、ドイツ、フランスなどで

採用されている「遺産取得課税方式」が30.5%であり、アメリカやイギリスが採用している「遺産課税方式」は12.7%にすぎなかった。このように、遺産取得課税方式を維持すべきとする回答が圧倒的多数であった。

5. 地 方 税

(1) 地方税のあり方

問45 地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうした中、地方税についても充実強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が56.8%と半数を超え、「地方財政の状況を考えるなら、税源移譲とは別に、何らかの税負担増加を検討すべき」は16.0%にすぎなかった。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しという地方分権改革の線に沿った充実強化を会員は求めている。

問46 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地域間の経済力格差が地方税収の格差を生じさせているが、格差是正の方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「賛成である」と答えた会員は42.7%であったが、「どちらともいえない」も38.0%と拮抗している。ただ、「反対」は14.1%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

問47 地方税のあり方

その他に地方税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、「法

人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が60.1%と最多であった。地方税は多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、一層応益原則を徹底すべき」の37.6%がそれに続いた。また、「法人住民税、法人事業税、外形標準課税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」が33.3%に上った。

わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要がある。

(2) 個人住民税

問48 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として、要望したい点を複数回答でたずねた。個人住民税は前年の所得を基礎とする前年課税を採用しているが、47.9%の会員が「所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべき」と答えた。現在、均等割は、市町村民税が年3千円、道府県民税が年1千円であるが、会員の35.7%が「応益原則の強化から、均等割については、引き上げるべき」と答えた。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問49 法人住民税・法人事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業

税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が75.1%と最多であった。次いで、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の57.3%であった。納税環境や税の基本原則の一つである簡索性に照らして検討を行う必要性を示している。

(4) 固定資産税

問50 固定資産税

固定資産税のあり方として、特に要望したいのはどれかを複数回答でたずねたところ、「諸外国では例外的な償却資産に対する固定資産税の賦課は廃止すべき」が63.4%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員が56.3%と半数を超えた。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であることが、この回答の背景にあると考えられる。

6. その他の税制等

(1) 自動車関係諸税

問51 自動車関係諸税の是非

道路特定財源制度（燃料課税、車体課税）は、従前の暫定税率は廃止されたが、当分の間、従前の課税水準は維持することとされ、自動車重量税は一部見直しが行なわれている。一般財源化された暫定税率分の税負担についてどのように考えるかをたずねたところ、「維持すべき」と答えた会員が36.6%と最多であった。しかし、「暫定税率相当分は減税すべき」も31.5%に上った。道路整備財源が不足することから設定された暫定税率であるため、一般財源化とともに廃止すべきという判断がある一方で、現在の厳しい財政事情を反映していると言える。

問52 一般財源化された旧道路特定財源の使途

一般財源化した場合、その財源を何に用いるのが望ましいかをたずねたところ、「一般財源であるので、使途について制限をつけるべきでない」と答えた会員が46.0%と最多であった。以下、「電気自動車の給電システム整備、都市における公共交通機関の経営支援等の環境戦略を推進する費用に充てるべき」が13.1%、「引き続きその大半は、道路整備費に充てるべき」が12.2%、「道路整備費を削減し、社会保障関係費等に充てるべき」の11.3%が続いた。いずれにせよ、その使途については納税者の理解が得られるよう十分な説明が必要である。

(2) 環境税

問53 環境に関する税制のあり方

環境に関する税制についてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「温暖化対策税制等による単独の国のみによる課税では、生産移転等によりCO₂の削減にならない。これ以外の手法により、削減を図るべき」と答えた会員が62.9%に上った。「グリーン化税制をより推進すべき」も29.1%と比較的高い数値であったが、「温暖化対策税制を導入すべき」は16.4%にすぎなかった。このように、温暖化対策としての新税創設には慎重な意見が多数を占めており、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

(3) 印紙税等

問54 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならないこと。このため、「課税対象の見直しを行うべき」とする意見が24.9%であったが、「更

に進んで廃止を検討すべき」が67.6%と多数を占めた。

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備

問55 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について、該当するものを複数回答でたずねた。第1位は「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」の62.9%であり、望ましい税制の構築において簡素性への配慮も重要であることを示している。第2位は「グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」の51.2%であった。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフトインフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させることの必要性を、この結果は示している。第3位は「国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」の47.4%であった。税金に関して国民の理解を得るためには、租税を取り巻く情報を的確に国民に伝える必要がある。

問56 納税環境の整備

租税原則に沿って制度設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねたところ、第1位は「社会保障・税に関わる番号制度は、租税負担の公平性の確保や税制の信頼性を高める重要な基盤になるので、早期に導入すべき」の47.9%、第2位は「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」の39.0%であった。国と地方の徴税協力は効率性の向上のみならず、適正かつ公平な徴税の執行とともに納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。第3位は「地方税申告・納付の簡素化」の37.6%で

あった。社会経済情勢の変化に即応した租税制度の設計と納税環境の整備は、よりよい社会を築く上での車の両輪である。

法人税に関する特別調査

今年度は政府の成長戦略においても取り上げられている法人税に関して、法人会員（維持会員）および本協会役員・評議員を対象に特別調査を行った。

その中で明らかになった主要なポイントは以下の通りである。

- ① 海外展開（新規進出、拡充）の意思決定を行なう際に、必ず検討する優先度の高い要因、項目を複数回答でたずねた。第1位は「現地

市場の需要（拡大）補足」（調査対象会員の54.5%，以下同じ），第2位は「カントリーリスク」（35.3%），第3位は「労務コストが安価」（34.1%），第4位は「原料の調達コストが安価」（26.9%），第5位は「法人税負担の差」（24.6%）と，法人企業の海外展開において法人税負担が重要な影響を及ぼすことが明らかとなった。

- ② 調査対象会員の半数を超える52.1%が，ここ数年において（10年前と比較して），企業行動における法人税の影響が高まったと感じている。
- ③ 法人税の影響が高まった要因としては，海外（輸出先，海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大したことをあげた会員が41.3%に上った。

税制に関する意見調査／集計結果

	維持（法人）会員	租研役員・評議員	通常（個人）会員	全 体
	送付数 361	送付数 91	送付数 380	送付数 832
	回収数 134	回収数 33	回収数 46	回収数 213
	回収率 37.1%	回収率 36.3%	回収率 12.1%	回収率 25.6%

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(1) 経済及び財政政策

【問1】 政策課題について

わが国の経済は、一部に持ち直しの動きはあるも、未だ自律的な回復に至っておりません。また、わが国は多くの構造的な問題を抱える一方、その改革はなかなか進んでおらず、社会・経済全般に閉塞感があります。このような状況下、下記の内、優先的に取り組むべき政策課題をお選びください（最大4つまで選んでください）。

イ) 足元の景気対策	(イ) 43 32.1%	(イ) 10 30.3%	(イ) 14 30.4%	(イ) 67 31.5%
ロ) 中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ロ) 119 88.8%	(ロ) 30 90.9%	(ロ) 32 69.6%	(ロ) 181 85.0%
ハ) 財政の健全化（含む、歳出改革）	(ハ) 104 77.6%	(ハ) 28 84.8%	(ハ) 38 82.6%	(ハ) 170 79.8%
ニ) 税制の抜本的改革	(ニ) 84 62.7%	(ニ) 24 72.7%	(ニ) 27 58.7%	(ニ) 135 63.4%
ホ) 持続性のある社会保障の構築	(ホ) 57 42.5%	(ホ) 11 33.3%	(ホ) 13 28.3%	(ホ) 81 38.0%
ヘ) 少子化対策	(ヘ) 26 19.4%	(ヘ) 5 15.2%	(ヘ) 3 6.5%	(ヘ) 34 16.0%
ト) 地方の活性化（含む地方分権化）	(ト) 20 14.9%	(ト) 7 21.2%	(ト) 9 19.6%	(ト) 36 16.9%
チ) 地球温暖化対策	(チ) 6 4.5%	(チ) 1 3.0%	(チ) 7 15.2%	(チ) 14 6.6%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ) 0 0.0%	(リ) 0 0.0%	(リ) 2 4.3%	(リ) 2 0.9%

【問2】 財政赤字と財政健全化目標

政府の財政運営戦略において、次のように取り組むこととされています。

(i) 財政健全化目標として

- ① 国・地方の基礎的財政収支を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、また、遅くとも2020年度までに黒字化
- ② 残高目標として2010年度以降、国・地方の公債残高の対GDP比を安定的に低下させる

(ii) 中期財政フレーム

- ① 国債発行額の抑制・・・平成23年度の新規国債発行額は、平成22年度予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう全力を上げる
- ② 歳出面では「基礎的財政収支対象経費」は、前年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととする

このような政府の財政運営戦略をどのように評価しますか。

イ) 経済回復を最優先に考えるべきであり、経済状況によっては、政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない（もう少し、財政支出の融通性を残して良い）。	(イ) 14 10.4%	(イ) 3 9.1%	(イ) 8 17.4%	(イ) 25 11.7%
ロ) 平成23年度から平成25年度において、基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）を前年度当初予算より実質的に上回らないように努めるという目標設定は妥当である。	(ロ) 25 18.7%	(ロ) 5 15.2%	(ロ) 9 19.6%	(ロ) 39 18.3%
ハ) 経済状況の回復よりも財政健全化の優先	(ハ) 41 30.6%	(ハ) 14 42.4%	(ハ) 9 19.6%	(ハ) 64 30.0%
	(ニ) 10 7.5%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 6 13.0%	(ニ) 18 8.5%
	(ホ) 37 27.6%	(ホ) 9 27.3%	(ホ) 14 30.4%	(ホ) 60 28.2%
	(ヘ) 3 2.2%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 3 1.4%

度が高いとは考えないが、可能であれば前倒しして、財政健全化を進めるべきである。 二) 新たな恒久的歳入増が確保される場合、その相当額を「歳出の大枠」へ加算することができるとの指針が示されているが、むしろ財政健全化（国債の償還）を急ぐべきである。 ホ) 経済対策による財政出動のため累積債務残高はより危機的状況に陥っており、歳出・歳入一体化改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって、安易な目標の後退を容認すべきではない。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
【問3】 財政運営 現政府における税財政の運営及び方針についてどのように評価しますか（複数回答可）。 イ) 社会保障の充実が、雇用創出を通じて成長をもたらすことは可能であり、増税も経済成長に寄与するという主張には説得力がある。 ロ) 子育て支援手当、農家への所得保障政策などを見ると、成長につながる支出となるのか疑問がある。 ハ) 現在の税収不足を勘案すれば、安定的な税源として消費税を増税する方向性は評価できる。 二) 高齢化によって給与所得者が相対的に減少する将来を見通せば、所得税ではなく、消費税が基幹的な財源となることで世代間の負担が均されるので、消費税増税の方向は評価できる。 ホ) 消費税は逆進性の強い税であり、税率の引き上げには慎重であるべきであり、増税は評価できない。 ヘ) 所得税や相続税など、累進的な性格の強い税源での増税を検討すべきである。 ト) 法人実効税率の引き下げの方針がでていることは評価する。 チ) わが国の財政状況を勘案すると、法人に対する減税には賛同できない。 リ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 13 9.7% (ロ) 60 44.8% (ハ) 72 53.7% (ニ) 49 36.6% (ホ) 4 3.0% (ヘ) 11 8.2% (ト) 101 75.4% (チ) 3 2.2% (リ) 4 3.0%	(イ) 2 6.1% (ロ) 10 30.3% (ハ) 20 60.6% (ニ) 13 39.4% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 5 15.2% (ト) 28 84.8% (チ) 1 3.0% (リ) 1 3.0%	(イ) 2 4.3% (ロ) 27 58.7% (ハ) 25 54.3% (ニ) 20 43.5% (ホ) 5 10.9% (ヘ) 7 15.2% (ト) 22 47.8% (チ) 5 10.9% (リ) 0 0.0%	(イ) 17 8.0% (ロ) 97 45.5% (ハ) 117 54.9% (ニ) 82 38.5% (ホ) 9 4.2% (ヘ) 23 10.8% (ト) 151 70.9% (チ) 9 4.2% (リ) 5 2.3%
【問4】 社会保障と成長戦略 現政府においては、社会保障の強化により、国民は安心してお金を消費を回すことができるようになると共に、こうした消費活動を通じて、新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出しております。また、雇用創出効果を高めるためには、現金給付から現物給付へと重点をシフトさせると指摘しています。これらの方向性についてどのように評価しますか（複数回答可）。 イ) 社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する。 ロ) 現物給付は、現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する。 ハ) 社会保障政策を通じた経済成長には疑問があるので評価しない。	(イ) 12 9.0% (ロ) 15 11.2% (ハ) 24 17.9% (ニ) 36 26.9% (ホ) 84 62.7% (ヘ) 3 2.2%	(イ) 7 21.2% (ロ) 4 12.1% (ハ) 5 15.2% (ニ) 4 12.1% (ホ) 19 57.6% (ヘ) 0 0.0%	(イ) 3 6.5% (ロ) 10 21.7% (ハ) 15 32.6% (ニ) 15 32.6% (ホ) 5 10.9% (ヘ) 0 0.0%	(イ) 22 10.3% (ロ) 29 13.6% (ハ) 44 20.7% (ニ) 55 25.8% (ホ) 108 50.7% (ヘ) 3 1.4%

ニ) 現物給付の場合、政府がどのような財を提供するのか決めることになるが、それが国民の求める方向性に合致するか疑問があるので評価しない。 ホ) 具体性に乏しく、社会保障がどのような姿になるのか想像できない。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
【問 5】 歳出削減 歳出は高齢化の進展に伴い社会保障費を中心として増大しておりますが、財政の状況を考えれば、行政の効率化、歳出削減努力の継続は必要と思われます。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか（複数回答可）。				
イ) 社会保障（22年度当初予算 27.3兆円）	(イ) 23 17.2%	(イ) 5 15.2%	(イ) 14 30.4%	(イ) 42 19.7%
ロ) 公共事業（5.8兆円）	(ロ) 42 31.3%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 10 21.7%	(ロ) 61 28.6%
ハ) 防衛（4.8兆円）	(ハ) 19 14.2%	(ハ) 3 9.1%	(ハ) 9 19.6%	(ハ) 31 14.6%
ニ) 文教・科学振興（5.6兆円）	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 2 0.9%
ホ) 地方交付税等（17.5兆円）	(ホ) 20 14.9%	(ホ) 7 21.2%	(ホ) 7 15.2%	(ホ) 34 16.0%
ヘ) 公務員人件費（5.2兆円）	(ヘ) 82 61.2%	(ヘ) 21 63.6%	(ヘ) 24 52.2%	(ヘ) 127 59.6%
ト) 特別会計、独立行政法人等	(ト) 100 74.6%	(ト) 27 81.8%	(ト) 33 71.7%	(ト) 160 75.1%
チ) 削減すべきものはない	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 2.2%	(チ) 1 0.5%
リ) その他（具体的にご記入下さい）	(リ) 7 5.2%	(リ) 2 6.1%	(リ) 4 8.7%	(リ) 13 6.1%
(2) 受益と負担 【問 6】 受益と負担水準 我が国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉—低負担」と言われており、今後高齢化の進展に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されます。今後の社会保障のあり方として、どのように考えますか。				
イ) 「受益」と「負担」が乖離し非常に問題であり、「中福祉—中負担」を目指すべきである。	(イ) 107 79.9%	(イ) 26 78.8%	(イ) 27 58.7%	(イ) 160 75.1%
ロ) これからの少子高齢化、「より安心な社会」を考えれば、更に「高福祉—高負担」に踏み出すべきである。	(ロ) 3 2.2%	(ロ) 1 3.0%	(ロ) 6 13.0%	(ロ) 10 4.7%
ハ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、負担(増税)を上げるのではなく、「低福祉—低負担」とすべきである。	(ハ) 18 13.4%	(ハ) 6 18.2%	(ハ) 12 26.1%	(ハ) 36 16.9%
ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(ニ) 3 2.2%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 4 1.9%
【問 7】 国民負担率に関する意識 わが国の、国・地方をあわせた国民負担割合は39.0%（平成22年度）です。今後の厳しい国・地方の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進展による社会保障費等の支出増加が見込まれますが、財政支出の増加に対しては、負担面からの制約もあるかと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。				
イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ) 4 3.0%	(イ) 1 3.0%	(イ) 7 15.2%	(イ) 12 5.6%
ロ) 50%程度を限度とすべきである。	(ロ) 77 57.5%	(ロ) 21 63.6%	(ロ) 14 30.4%	(ロ) 112 52.6%
ハ) 現状レベルを維持すべきである。	(ハ) 40 29.9%	(ハ) 9 27.3%	(ハ) 23 50.0%	(ハ) 72 33.8%
ニ) 現状でも、負担レベルが高く、下げるべきである。	(ニ) 5 3.7%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 2 4.3%	(ニ) 8 3.8%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 5 3.7%	(ホ) 1 3.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 6 2.8%
【問 8】 基礎年金の国庫負担割合 基礎年金の国庫負担割合については、平				

成21年度に現行の3分の1から2分の1に 引上げられましたが、その財源については、 平成21年度及び平成22年度の2年間は臨時 の財源を手当てすることとされています。 今後、税制抜本改革により、所要の安定財 源を確保した上で恒久化することとされて います。将来これを更に押し進め、基礎年 金部分は全額国庫負担とすることについて どのように考えますか。												
イ) 財源措置をした上で全額国庫負担とすべ きである。	(イ)	43	32.1%	(イ)	9	27.3%	(イ)	12	26.1%	(イ)	64	30.0%
ロ) 国庫負担割合は、2分の1に止めるべき である。	(ロ)	79	59.0%	(ロ)	21	63.6%	(ロ)	32	69.6%	(ロ)	132	62.0%
ハ) その他（具体的にご記入下さい）	(ハ)	8	6.0%	(ハ)	3	9.1%	(ハ)	1	2.2%	(ハ)	12	5.6%

2. 税制全般

平成22年度税制改正大綱において、「税制抜本改革実現に向けて具体的ビジョン、工程表を示す」との方針が出されていますが、今後の税制改革に向けて以下の設問にお答えください。				
(1) 税制改正へ向けての基本的視点				
【問9】 課税原則				
次の課税原則のうち、現行税制を踏まえ、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。				
イ) 公平性の確保	(イ) 69 51.5%	(イ) 18 54.5%	(イ) 34 73.9%	(イ) 121 56.8%
ロ) 中立性の確保	(ロ) 27 20.1%	(ロ) 7 21.2%	(ロ) 3 6.5%	(ロ) 37 17.4%
ハ) 簡素性の確保	(ハ) 30 22.4%	(ハ) 7 21.2%	(ハ) 8 17.4%	(ハ) 45 21.1%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 2.3%
【問10】 税制改革にあたって重要な視点				
税制改革に当り、課税原則に加え、特に重視すべき点はどのようなことですか（複数回答可）。				
イ) 経済活力の強化	(イ) 112 83.6%	(イ) 26 78.8%	(イ) 24 52.2%	(イ) 162 76.1%
ロ) 少子化対策	(ロ) 25 18.7%	(ロ) 6 18.2%	(ロ) 7 15.2%	(ロ) 38 17.8%
ハ) 所得格差問題の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ) 18 13.4%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 14 30.4%	(ハ) 37 17.4%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 23 17.2%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 18 39.1%	(ニ) 50 23.5%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ) 8 6.0%	(ホ) 3 9.1%	(ホ) 3 6.5%	(ホ) 14 6.6%
ヘ) 安定的財源の確保	(ヘ) 73 54.5%	(ヘ) 23 69.7%	(ヘ) 22 47.8%	(ヘ) 118 55.4%
ト) 国税と地方税の役割分担の明確化（含む、地方分権化）	(ト) 38 28.4%	(ト) 8 24.2%	(ト) 12 26.1%	(ト) 58 27.2%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ) 1 0.7%	(チ) 1 3.0%	(チ) 1 2.2%	(チ) 3 1.4%
【問11】 税目別バランスと税制改正				
日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成19年度（実績ベース）で、所得税課税が30.6%、法人税課税が26.4%、消費課税が28.3%、資産課税が14.5%という税目別の税収構造比率になっています。今後、税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきだと考えますか。				
〈参考〉各国の税目別バランス （日本） 所得31%、法人26%、消費28%、資産14% （平成19年度実績） （アメリカ） 所得50%、法人14%、消費22%、資産14%				

(平成19年実績)												
(ドイツ)												
所得40%, 法人10%, 消費47%, 資産 4 %												
(フランス)												
(フランス)												
所得27%, 法人11%, 消費40%, 資産23%												
(フランス)												
(イギリス)												
所得37%, 法人12%, 消費36%, 資産15%												
(フランス)												
イ) 消費税をより重視する (フランス型)	(イ)	56	41.8%	(イ)	17	51.5%	(イ)	14	30.4%	(イ)	87	40.8%
ロ) 消費税, 所得税をより重視する (ドイツ, イギリス型)	(ロ)	61	45.5%	(ロ)	14	42.4%	(ロ)	19	41.3%	(ロ)	94	44.1%
ハ) 所得税をより重視する (米国型)	(ハ)	4	3.0%	(ハ)	1	3.0%	(ハ)	6	13.0%	(ハ)	11	5.2%
ニ) 日本の現状維持	(ニ)	7	5.2%	(ニ)	1	3.0%	(ニ)	6	13.0%	(ニ)	14	6.6%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	2.2%	(ホ)	4	1.9%

Ⅱ. 各税目

1. 消費税

(1) 消費税の引き上げと用途について

【問12】 消費税の引き上げの是非, 引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税(地方消費税含む, 現行5%)の増税が議論されています。消費税の引き上げの是非, また, 上げる場合はどの程度の税率が妥当, もしくは容認可能であると考えますか。

〈参考〉

(10%) 韓国, オーストラリア, インドネシア, (16%) スペイン, メキシコ, (17%) 中国, (17.5%) イギリス, (19%) ドイツ, オランダ, (19.6%) フランス, (20%) イタリア, オーストリア, (21%) ベルギー, (25%) デンマーク, スウェーデン, ノルウェー

イ) 現状維持(引き上げるべきではない)	(イ)	4	3.0%	(イ)	1	3.0%	(イ)	6	13.0%	(イ)	11	5.2%
ロ) 5 ~ 7 %	(ロ)	9	6.7%	(ロ)	3	9.1%	(ロ)	5	10.9%	(ロ)	17	8.0%
ハ) 7 ~ 10 %	(ハ)	49	36.6%	(ハ)	8	24.2%	(ハ)	14	30.4%	(ハ)	71	33.3%
ニ) 10 ~ 15 %	(ニ)	51	38.1%	(ニ)	17	51.5%	(ニ)	16	34.8%	(ニ)	84	39.4%
ホ) 15 ~ 20 %	(ホ)	11	8.2%	(ホ)	3	9.1%	(ホ)	3	6.5%	(ホ)	17	8.0%
ヘ) 20 ~ 25 %	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	2.2%	(ヘ)	1	0.5%
ト) その他	(ト)	6	4.5%	(ト)	1	3.0%	(ト)	1	2.2%	(ト)	8	3.8%

【問13】 消費税の引き上げ時期

将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしたら, 消費税の引き上げの時期をどのように考えますか。

イ) 歳出改革を徹底的にやるのが先決であり, 歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない。	(イ)	21	15.7%	(イ)	6	18.2%	(イ)	10	21.7%	(イ)	37	17.4%
ロ) 経済が一定の水準まで回復し, 安定するまで引き上げには慎重であるべき。	(ロ)	20	14.9%	(ロ)	3	9.1%	(ロ)	2	4.3%	(ロ)	25	11.7%
ハ) 経済の回復が確認できれば, 景気に配慮しながら, 数年間に渡って徐々に引き上げる。	(ハ)	41	30.6%	(ハ)	8	24.2%	(ハ)	16	34.8%	(ハ)	65	30.5%
ニ) 経済の回復が確認できれば早急に引き上げる。	(ニ)	25	18.7%	(ニ)	11	33.3%	(ニ)	6	13.0%	(ニ)	42	19.7%
ホ) 財政は危機的状況にあることから, 速やかに引き上げる。	(ホ)	19	14.2%	(ホ)	5	15.2%	(ホ)	12	26.1%	(ホ)	36	16.9%
	(ヘ)	3	2.2%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	1.4%

へ) その他 (具体的にご記入ください)					
【問14】 使途及び目的税化 消費税の使途を年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に限定することをどのように考えますか。 イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定すべき。 ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない。 ハ) 一般税化が税における基本であり、使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。 ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 27 20.1% (ロ) 50 37.3% (ハ) 50 37.3% (ニ) 2 1.5%	(イ) 2 6.1% (ロ) 18 54.5% (ハ) 12 36.4% (ニ) 0 0.0%	(イ) 7 15.2% (ロ) 12 26.1% (ハ) 24 52.2% (ニ) 3 6.5%	(イ) 36 16.9% (ロ) 80 37.6% (ハ) 86 40.4% (ニ) 5 2.3%	
(2) 逆進性対策 【問15】 逆進性対策 消費税の逆進性対策についてどのように考えますか。 イ) とくに逆進性対策を講じる必要はない。 ロ) 消費税率が10%を超える負担となる場合には、逆進性対策を行う必要がある。 ハ) 税率10%を下回る場合でも、逆進性対策を講じるべき。 ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 19 14.2% (ロ) 82 61.2% (ハ) 21 15.7% (ニ) 7 5.2%	(イ) 5 15.2% (ロ) 20 60.6% (ハ) 6 18.2% (ニ) 0 0.0%	(イ) 16 34.8% (ロ) 28 60.9% (ハ) 2 4.3% (ニ) 0 0.0%	(イ) 40 18.8% (ロ) 130 61.0% (ハ) 29 13.6% (ニ) 7 3.3%	
【問16】 逆進性対策として適当な方法 逆進性対策を行うとすれば、どのような方法が適当と思われますか。 イ) 生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべきである。 ロ) 給付付き税額控除の導入や給付面での手当てを行うべきである。 ハ) 税率10%を上回る場合には イ), ロ) を併用すべきである。 ニ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 59 44.0% (ロ) 47 35.1% (ハ) 17 12.7% (ニ) 5 3.7%	(イ) 14 42.4% (ロ) 10 30.3% (ハ) 4 12.1% (ニ) 3 9.1%	(イ) 24 52.2% (ロ) 12 26.1% (ハ) 4 8.7% (ニ) 5 10.9%	(イ) 97 45.5% (ロ) 69 32.4% (ハ) 25 11.7% (ニ) 13 6.1%	
(3) インボイス制度 【問17】 インボイス制度の導入について 仕入れ税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についてどのように考えますか。 イ) 複数税率となる場合以外には、導入すべきでない。 ロ) 税率が二桁 (10%超) になる場合には、導入すべきである。 ハ) 現行税率を上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである。 ニ) 複数税率となっても、導入すべきではない。 ホ) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 62 46.3% (ロ) 16 11.9% (ハ) 23 17.2% (ニ) 26 19.4% (ホ) 3 2.2%	(イ) 15 45.5% (ロ) 6 18.2% (ハ) 3 9.1% (ニ) 9 27.3% (ホ) 0 0.0%	(イ) 6 13.0% (ロ) 10 21.7% (ハ) 20 43.5% (ニ) 9 19.6% (ホ) 0 0.0%	(イ) 83 39.0% (ロ) 32 15.0% (ハ) 46 21.6% (ニ) 44 20.7% (ホ) 3 1.4%	

2. 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース 平成22年度税制改正大綱において、法人課税については、「租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。」とされましたが、これに関連して質問します。 【問18】 法人実効税率の企業行動への影響 わが国の法人実効税率は、下記のように諸外国と比較して高い状況にあります。					
--	--	--	--	--	--

諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか（複数回答可）。 〈参考〉法人の実効税率（2010.1現在）： 日本40.7%（国税＋地方税）、アメリカ40.8%、イギリス28.0%、ドイツ29.4%、中国25.0%、韓国24.2% イ）日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている。 ロ）国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。 ハ）本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。 ニ）外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。 ホ）企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない。 ヘ）その他（具体的にご記入下さい）							
【問19】 法人実効税率の軽減について 政府においては「成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。」とされていますが、日本の法人実効税率を軽減することについてどのように考えますか。 イ）日本企業の競争力の阻害となっており、法人実効税率を引き下げるべきである。 ロ）財政状況を考えると、法人実効税率を引き下げるべきではない。 ハ）社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、引き下げる必要はない。 ニ）その他（具体的にご記入下さい）							
【問20】 課税ベースの拡大 法人実効税率の引き下げに際しては、租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大を検討するとの議論がありますが、どのように考えますか（複数回答可）。 イ）過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを拡大すべきではない。 ロ）税率を国際水準並みに引き下げ場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない。 ハ）租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。 ニ）租税特別措置によるメリットは、特定の							

業界に片寄っているため課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止すべきである。 ホ) わが国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。 ヘ) その他（具体的にご記入下さい）				
【問21】 研究開発支援税制 世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いており、経済活力の基盤として研究開発投資は重要であります。一方、わが国の厳しい財政状況から法人実効税率の引き下げを行なう場合には、研究開発支援税制も含めて見直しをすべきであるとの考え方がありますが、どのようにお考えですか。 イ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべきである。 ロ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべきである。 ハ) 研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。 ニ) 研究開発支援税制の拡充よりも法人実効税率を引き下げるべきである。 ホ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 65 48.5% (ロ) 41 30.6% (ハ) 3 2.2% (ニ) 18 13.4% (ホ) 1 0.7%	(イ) 17 51.5% (ロ) 9 27.3% (ハ) 0 0.0% (ニ) 7 21.2% (ホ) 0 0.0%	(イ) 16 34.8% (ロ) 21 45.7% (ハ) 4 8.7% (ニ) 4 8.7% (ホ) 0 0.0%	(イ) 98 46.0% (ロ) 71 33.3% (ハ) 7 3.3% (ニ) 29 13.6% (ホ) 1 0.5%
【問22】 法人実効税率の水準 日本の法人における国際的整合性、国際競争力確保の観点から、法人実効税率（国税＋地方税40.7%）は、どの水準にするべきと考えますか。 イ) 日本の厳しい財政状況を考えると現状を維持すべきである。 ロ) 欧州各国並みの30%程度の水準 ハ) 中国、韓国との国際競争が激しいことから、25%程度の水準 ニ) ロ) ハ) の中間 25～30%程度 ホ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 5 3.7% (ロ) 71 53.0% (ハ) 32 23.9% (ニ) 17 12.7% (ホ) 5 3.7%	(イ) 0 0.0% (ロ) 14 42.4% (ハ) 12 36.4% (ニ) 5 15.2% (ホ) 2 6.1%	(イ) 7 15.2% (ロ) 23 50.0% (ハ) 7 15.2% (ニ) 6 13.0% (ホ) 2 4.3%	(イ) 12 5.6% (ロ) 108 50.7% (ハ) 51 23.9% (ニ) 28 13.1% (ホ) 9 4.2%
【問23】 法人実効税率の軽減の際の税収規模 日本の法人実効税の税率を引き下げの場合に、その税収規模の確保策についてどのように考えますか。 イ) 現在の財政状況を考えれば、税率引き下げは、法人税の課税ベースの拡大によって、法人税収の維持を図るべきである。 ロ) 法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増、成長によって税収は増加するため、税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填（税収規模に対する中立性）に拘る必要はない。 ハ) 日本の税収構造は法人税に偏っていることから、法人の法定実効税率引き下げによる法人税収の減少は、消費税などの他の税	(イ) 17 12.7% (ロ) 59 44.0% (ハ) 51 38.1% (ニ) 1 0.7%	(イ) 1 3.0% (ロ) 20 60.6% (ハ) 11 33.3% (ニ) 1 3.0%	(イ) 12 26.1% (ロ) 13 28.3% (ハ) 18 39.1% (ニ) 1 2.2%	(イ) 30 14.1% (ロ) 92 43.2% (ハ) 80 37.6% (ニ) 3 1.4%

制によってカバーされるべきである。 二) その他 (具体的にご記入ください)					
【問24】 法人実効税率の軽減時期 日本の法人実効税率を引き下げるとした ら時期についてどのように考えますか。 イ) 将来的には税率を引き下げるべきである が、財政の状況を考えると、消費税の増税 等の安定財源の確保等の環境が整うまでの 間は、維持することもやむをえない。 ロ) 抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織 り込み、スケジュール化を図るべきである。 ハ) 世界経済は非常に早いスピードで動いて おり、抜本税制や消費税の動向に振り回さ れることなく、法人税単独でも速やかに税 率を引き下げるべきである。 二) その他 (具体的にご記入ください)	(イ) 18 13.4% (ロ) 67 50.0% (ハ) 41 30.6% (ニ) 2 1.5%	(イ) 2 6.1% (ロ) 16 48.5% (ハ) 14 42.4% (ニ) 1 3.0%	(イ) 11 23.9% (ロ) 14 30.4% (ハ) 20 43.5% (ニ) 0 0.0%	(イ) 31 14.6% (ロ) 97 45.5% (ハ) 75 35.2% (ニ) 3 1.4%	
(2) 法人関連税制 【問25】 法人関連税制における改正 グローバル化の急速な展開のもとで既存 の税制(税率を除く)について不断の点検・ 見直しを行っていく必要がありますが、現 在最も見直すべきものはどれでしょうか (複数回答可)。 イ) 連結納税 ロ) 組織再編税制 ハ) 100%グループ税制 ニ) 受取配当の益金不算入割合 ホ) 欠損金の繰越・繰戻 ヘ) 移転価格税制 ト) 外国子会社合算税制 (タックスハイブン 税制) チ) 清算所得課税 リ) その他 (具体的にご記入ください)	(イ) 53 39.6% (ロ) 18 13.4% (ハ) 23 17.2% (ニ) 55 41.0% (ホ) 59 44.0% (ヘ) 50 37.3% (ト) 27 20.1% (チ) 4 3.0% (リ) 5 3.7%	(イ) 14 42.4% (ロ) 2 6.1% (ハ) 3 9.1% (ニ) 21 63.6% (ホ) 19 57.6% (ヘ) 16 48.5% (ト) 9 27.3% (チ) 2 6.1% (リ) 0 0.0%	(イ) 10 21.7% (ロ) 9 19.6% (ハ) 6 13.0% (ニ) 13 28.3% (ホ) 15 32.6% (ヘ) 19 41.3% (ト) 12 26.1% (チ) 3 6.5% (リ) 2 4.3%	(イ) 77 36.2% (ロ) 29 13.6% (ハ) 32 15.0% (ニ) 89 41.8% (ホ) 93 43.7% (ヘ) 85 39.9% (ト) 48 22.5% (チ) 9 4.2% (リ) 7 3.3%	
1) 連結納税制度 【問26】 連結納税制度の改正 各企業の連結グループをベースとした運 営が強化される中で、連結納税制度につい て最も優先度の高い改正項目はどれでしょ うか (複数回答可)。 イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の 廃止 ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評 価の除外要件の緩和 ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ ニ) 投資修正適用範囲の見直し ホ) 法人事業税、法人住民税への導入 ヘ) 連結納税制度の取りやめ承認 ト) その他 (具体的にご記入下さい)	(イ) 81 60.4% (ロ) 79 59.0% (ハ) 6 4.5% (ニ) 10 7.5% (ホ) 57 42.5% (ヘ) 18 13.4% (ト) 9 6.7%	(イ) 22 66.7% (ロ) 22 66.7% (ハ) 3 9.1% (ニ) 2 6.1% (ホ) 21 63.6% (ヘ) 3 9.1% (ト) 5 15.2%	(イ) 20 43.5% (ロ) 19 41.3% (ハ) 3 6.5% (ニ) 8 17.4% (ホ) 17 37.0% (ヘ) 4 8.7% (ト) 1 2.2%	(イ) 123 57.7% (ロ) 120 56.3% (ハ) 12 5.6% (ニ) 20 9.4% (ホ) 95 44.6% (ヘ) 25 11.7% (ト) 15 7.0%	
2) 受取配当の益金不算入割合 【問27】 受取配当の益金不算入割合 受取配当の益金不算入制度について最も 優先度の高い改正項目はどれでしょうか。 イ) 受取配当の益金不算入割合を100%とす るべきである。 ロ) 関係法人株式等以外の株式等 (持株比率 25%未満) からの受取配当についての益金 不算入割合 (現行50%) を上げるべきで ある。 ハ) 受取配当に係る負債利子控除は廃止すべ	(イ) 70 52.2% (ロ) 27 20.1% (ハ) 24 17.9% (ニ) 7 5.2%	(イ) 18 54.5% (ロ) 6 18.2% (ハ) 8 24.2% (ニ) 1 3.0%	(イ) 17 37.0% (ロ) 14 30.4% (ハ) 6 13.0% (ニ) 4 8.7%	(イ) 105 49.3% (ロ) 47 22.1% (ハ) 38 17.8% (ニ) 12 5.6%	

きである。							
二) その他（具体的にご記入ください）							
3) 国際課税							
【問28】 海外子会社からの受取配当の益金不算入制度について							
平成21年度に税制改正された、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度についてどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 従来の税額控除方式に比べ、事務負担の大幅な軽減となっている。	(イ) 63 47.0%	(イ) 16 48.5%	(イ) 12 26.1%	(イ) 91 42.7%			
ロ) 国外の利益を国内に還流するようになった。	(ロ) 37 27.6%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 18 39.1%	(ロ) 65 30.5%			
ハ) 税額控除がとれなくなったことから、不利となった。	(ハ) 5 3.7%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 5 2.3%			
ニ) 導入前と実質的には変化はない。	(ニ) 13 9.7%	(ニ) 5 15.2%	(ニ) 6 13.0%	(ニ) 24 11.3%			
ホ) 不算入割合が5%存在しており、全額益金不算入としてほしい。	(ホ) 63 47.0%	(ホ) 14 42.4%	(ホ) 9 19.6%	(ホ) 86 40.4%			
ヘ) 相手国の源泉が取れなくなったので、租税条約の推進がより重要である。	(ヘ) 53 39.6%	(ヘ) 15 45.5%	(ヘ) 13 28.3%	(ヘ) 81 38.0%			
ト) その他（具体的にご記入下さい）	(ト) 3 2.2%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 3 1.4%			
【問29】 移転価格税制							
移転価格税制について、優先度の高い改善はどれでしょうか（複数回答可）。							
イ) 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ) 77 57.5%	(イ) 20 60.6%	(イ) 19 41.3%	(イ) 116 54.5%			
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(ロ) 36 26.9%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 12 26.1%	(ロ) 58 27.2%			
ハ) 相互協議の円滑な推進	(ハ) 29 21.6%	(ハ) 10 30.3%	(ハ) 15 32.6%	(ハ) 54 25.4%			
ニ) 価格算定文書の明確化について、企業の負担が軽減されるように、効果的な資料を公表すべきである。	(ニ) 75 56.0%	(ニ) 14 42.4%	(ニ) 19 41.3%	(ニ) 108 50.7%			
ホ) その他（具体的にご記入下さい）	(ホ) 3 2.2%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 1 2.2%	(ホ) 4 1.9%			
【問30】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）							
外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は、平成22年度税制改正で大幅に改正されましたが、今後更に改正すべき項目はどれでしょうか（複数回答可）。							
イ) 軽課国の判定基準の引き下げ。20%未満。	(イ) 52 38.8%	(イ) 21 63.6%	(イ) 8 17.4%	(イ) 81 38.0%			
ロ) 外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ロ) 58 43.3%	(ロ) 17 51.5%	(ロ) 15 32.6%	(ロ) 90 42.3%			
ハ) 外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上、一定の非課税所得の範囲を明確化すべきである。	(ハ) 24 17.9%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 7 15.2%	(ハ) 35 16.4%			
ニ) 現行では、外国子会社の留保利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである。	(ニ) 44 32.8%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 12 26.1%	(ニ) 65 30.5%			
ホ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50%以上）を緩和すべきである。	(ホ) 22 16.4%	(ホ) 10 30.3%	(ホ) 4 8.7%	(ホ) 36 16.9%			
ヘ) 地域統括会社の適用除外基準を緩和すべきである。	(ヘ) 15 11.2%	(ヘ) 3 9.1%	(ヘ) 5 10.9%	(ヘ) 23 10.8%			
ト) 事業判定の基準を明確にすべきである。	(ト) 21 15.7%	(ト) 5 15.2%	(ト) 9 19.6%	(ト) 35 16.4%			
チ) 資産性所得の合算課税の根拠を明確化すべきである。	(チ) 14 10.4%	(チ) 4 12.1%	(チ) 8 17.4%	(チ) 26 12.2%			
リ) その他（具体的にご記入下さい）	(リ) 9 6.7%	(リ) 1 3.0%	(リ) 0 0.0%	(リ) 10 4.7%			
4) 企業会計と税務会計の乖離							
【問31】 企業会計と法人税法との乖離							

企業会計の国際会計基準への移行に伴い 企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離 が問題とされていますが、次の項目のうち 乖離が大きくなると思われるのはどの項目 と考えますか（複数回答可）。												
イ）棚卸資産	(イ)	18	13.4%	(イ)	3	9.1%	(イ)	4	8.7%	(イ)	25	11.7%
ロ）収益認識基準	(ロ)	56	41.8%	(ロ)	10	30.3%	(ロ)	18	39.1%	(ロ)	84	39.4%
ハ）リース取引	(ハ)	15	11.2%	(ハ)	2	6.1%	(ハ)	6	13.0%	(ハ)	23	10.8%
ニ）工事契約	(ニ)	10	7.5%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	10.9%	(ニ)	15	7.0%
ホ）有形固定資産	(ホ)	86	64.2%	(ホ)	23	69.7%	(ホ)	5	10.9%	(ホ)	114	53.5%
ヘ）資産の減損	(ヘ)	60	44.8%	(ヘ)	13	39.4%	(ヘ)	20	43.5%	(ヘ)	93	43.7%
ト）無形資産	(ト)	44	32.8%	(ト)	10	30.3%	(ト)	7	15.2%	(ト)	61	28.6%
チ）金融商品	(チ)	24	17.9%	(チ)	4	12.1%	(チ)	9	19.6%	(チ)	37	17.4%
リ）関連会社投資、投資不動産	(リ)	15	11.2%	(リ)	3	9.1%	(リ)	2	4.3%	(リ)	20	9.4%
ヌ）退職給付	(ヌ)	32	23.9%	(ヌ)	8	24.2%	(ヌ)	18	39.1%	(ヌ)	58	27.2%
ル）引当金、偶発債務、偶発資産	(ル)	43	32.1%	(ル)	13	39.4%	(ル)	18	39.1%	(ル)	74	34.7%
ヲ）企業結合	ヲ	16	11.9%	ヲ	3	9.1%	ヲ	6	13.0%	ヲ	25	11.7%
ワ）負債と資本との区分	ワ	8	6.0%	ワ	4	12.1%	ワ	10	21.7%	ワ	22	10.3%
カ）非上場企業会計	カ	8	6.0%	カ	1	3.0%	カ	7	15.2%	カ	16	7.5%
【問32】 確定決算主義 確定決算主義との関連についてどのように 考えますか。												
イ）企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事 務処理が一層煩雑になっていることから、 確定決算主義は廃止すべきである。	(イ)	33	24.6%	(イ)	2	6.1%	(イ)	5	10.9%	(イ)	40	18.8%
ロ）所得計算の妥当性を確保する等の観点か ら、確定決算主義は維持すべきである。	(ロ)	35	26.1%	(ロ)	14	42.4%	(ロ)	25	54.3%	(ロ)	74	34.7%
ハ）実務的に対応が困難な点については、確 定決算主義の対象外にすべきである。	(ハ)	71	53.0%	(ハ)	17	51.5%	(ハ)	13	28.3%	(ハ)	101	47.4%
ニ）その他（具体的にご記入下さい）	(ニ)	1	0.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.5%
5）税制の予測可能性												
【問33】 租税制度と実務との間の予測可能 性 租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特 に、不透明であったり、予測可能性に問題 のある領域がありますか（複数回答可）。												
イ）100%グループ税制	(イ)	33	24.6%	(イ)	8	24.2%	(イ)	8	17.4%	(イ)	49	23.0%
ロ）国内組織再編税制	(ロ)	19	14.2%	(ロ)	5	15.2%	(ロ)	6	13.0%	(ロ)	30	14.1%
ハ）連結納税制度	(ハ)	13	9.7%	(ハ)	2	6.1%	(ハ)	3	6.5%	(ハ)	18	8.5%
ニ）事業体課税	(ニ)	6	4.5%	(ニ)	1	3.0%	(ニ)	13	28.3%	(ニ)	20	9.4%
ホ）外国税額控除制度	(ホ)	7	5.2%	(ホ)	1	3.0%	(ホ)	1	2.2%	(ホ)	9	4.2%
ヘ）タックスヘイブン税制	(ヘ)	32	23.9%	(ヘ)	9	27.3%	(ヘ)	14	30.4%	(ヘ)	55	25.8%
ト）移転価格税制	(ト)	84	62.7%	(ト)	23	69.7%	(ト)	26	56.5%	(ト)	133	62.4%
チ）国際的な組織再編税制	(チ)	38	28.4%	(チ)	11	33.3%	(チ)	13	28.3%	(チ)	62	29.1%
リ）その他（具体的にご記入ください）	(リ)	4	3.0%	(リ)	1	3.0%	(リ)	3	6.5%	(リ)	8	3.8%
3. 個人所得税												
(1) 税収調達機能と所得再配分機能												
【問34】 個人所得税と税収調達機能 累次の減税によって所得税の税収調達能 力が落ちていと言われています。所得税 と税収調達についてどのようにお考えで すか。												
イ）勤労意欲等の点を考慮すれば、更に減税 を行なうべきである。	(イ)	19	14.2%	(イ)	3	9.1%	(イ)	6	13.0%	(イ)	28	13.1%
ロ）現状で妥当である。	(ロ)	73	54.5%	(ロ)	15	45.5%	(ロ)	21	45.7%	(ロ)	109	51.2%
ハ）税収調達機能を回復するためにも増税を 実施すべきである。	(ハ)	25	18.7%	(ハ)	11	33.3%	(ハ)	14	30.4%	(ハ)	50	23.5%
ニ）その他（具体的にご記入下さい）	(ニ)	10	7.5%	(ニ)	4	12.1%	(ニ)	4	8.7%	(ニ)	18	8.5%
【問35】 税率構造と適用ブラケット												

所得税の税収感応度や所得再分配機能に影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか（複数回答可）。 イ）納税者の約8割が10%以下の適用となっているため、10%以下の低ブラケットの幅を縮小すべきである。 ロ）現行最高税率（40%）の適用所得額の下限を引下げるべきである。 ハ）現行最高税率を引上げるべきである。 ニ）税率構造等の現行制度は維持すべきである。 ホ）その他（具体的にご記入下さい）						
(2) 所得控除，税額控除等 【問36】 控除のあり方 所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可） イ）配偶者控除については、配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべきである。 ロ）特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。 ハ）子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべきである。 ニ）現行の給与所得控除については、画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化している実態に合わせて、実質控除（控除範囲の見直しを含む）を検討すべきである。 ホ）給与所得控除については、高所得者でも5%の給与所得控除があるので、上限を設けるべきである。 ヘ）担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべきである。 ト）退職所得については、転職者とのバランス等を考慮して、勤続年数20年を境に1年当たりの退職所得控除額が急増する仕組みを改めるべきである。 チ）その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 57 42.5% (ロ) 13 9.7% (ハ) 44 32.8% (ニ) 27 20.1% (ホ) 8 6.0%	(イ) 15 45.5% (ロ) 2 6.1% (ハ) 9 27.3% (ニ) 9 27.3% (ホ) 4 12.1%	(イ) 26 56.5% (ロ) 4 8.7% (ハ) 13 28.3% (ニ) 9 19.6% (ホ) 1 2.2%	(イ) 98 46.0% (ロ) 19 8.9% (ハ) 66 31.0% (ニ) 45 21.1% (ホ) 13 6.1%		
【問37】 給付付き税額控除 給付付き税額控除の導入をどのように考えますか（複数回答可）。 （注）給付付き税額控除とは、給付と組み合わせられた税額控除制度であって、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されています。 イ）子育て等に配慮した低所得者支援等として導入すべきである。 ロ）勤労意欲の向上や就労支援等として導入すべきである。	(イ) 19 14.2% (ロ) 29 21.6% (ハ) 30 22.4% (ニ) 15 11.2%	(イ) 18 54.5% (ロ) 7 21.2% (ハ) 11 33.3% (ニ) 6 18.2%	(イ) 6 13.0% (ロ) 1 2.2% (ハ) 12 26.1% (ニ) 18 39.1%	(イ) 43 20.2% (ロ) 37 17.4% (ハ) 53 24.9% (ニ) 39 18.3%		

ハ) 消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべきである。	(ホ) 62 46.3%	(ホ) 7 21.2%	(ホ) 15 32.6%	(ホ) 84 39.4%
	(ヘ) 4 3.0%	(ヘ) 13 39.4%	(ヘ) 17 37.0%	(ヘ) 34 16.0%
	(ト) 2 1.5%	(ト) 1 3.0%	(ト) 2 4.3%	(ト) 5 2.3%
ニ) 所得に着目した給付は不公平な制度であり、所得や資産所有状況を考慮する必要がある、社会保障等の給付で対応すべきである。				
ホ) 歳入と歳出を同時に組み込むこととなり、本来区分すべきものであり、好ましいものではない。				
ヘ) 正当な受給者の確認が必要となることから、制度導入に当たっては、納税者番号制度等の導入が必要である。				
ト) その他（具体的にご記入ください）				
(3) 年末調整				
【問38】 年末調整のあり方				
給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。				
イ) 年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにすべきである。	(イ) 24 17.9%	(イ) 4 12.1%	(イ) 8 17.4%	(イ) 36 16.9%
	(ロ) 40 29.9%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 9 19.6%	(ロ) 59 27.7%
ロ) 給与所得者については、年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。	(ハ) 63 47.0%	(ハ) 19 57.6%	(ハ) 28 60.9%	(ハ) 110 51.6%
	(ニ) 1 0.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%
ハ) 年末調整を含め現行制度は、維持すべきである。				
ニ) その他（具体的にご記入下さい）				
(4) 社会保障・税に関わる番号制度				
【問39】 社会保障・税に関わる番号制度の導入				
現在、政府が検討している「社会保障・税に関わる番号制度」の導入についてどのように考えますか。				
イ) 給付付き税額控除の導入に係わらず、課税の公平性、効率性等のために整備すべきインフラであり、早期に導入すべきである。	(イ) 78 58.2%	(イ) 21 63.6%	(イ) 30 65.2%	(イ) 129 60.6%
	(ロ) 10 7.5%	(ロ) 1 3.0%	(ロ) 4 8.7%	(ロ) 15 7.0%
ロ) 給付付き税額控除を導入する際に必要であり、制度を早期に導入すべきである。	(ハ) 37 27.6%	(ハ) 10 30.3%	(ハ) 8 17.4%	(ハ) 55 25.8%
	(ニ) 3 2.2%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 3 6.5%	(ニ) 8 3.8%
ハ) 制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、慎重に検討の上、導入すべきである。	(ホ) 3 2.2%	(ホ) 1 3.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 4 1.9%
ニ) 国民の財産等に関するプライバシーに対する国の過度な介入を許すことになるので、制度の導入に反対である。				
ホ) その他（具体的にご記入下さい）				
【問40】 社会保障・税に関わる番号制度の機能				
「社会保障・税に関わる番号制度」を導入するとした場合には、どのような制度が望ましいと考えますか。				
イ) 税務行政のみに利用すべきである。	(イ) 10 7.5%	(イ) 1 3.0%	(イ) 3 6.5%	(イ) 14 6.6%
ロ) 社会保障サービスや給付とともに税務行政にも利用できるものとすべきである。	(ロ) 40 29.9%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 17 37.0%	(ロ) 66 31.0%
	(ハ) 73 54.5%	(ハ) 21 63.6%	(ハ) 25 54.3%	(ハ) 119 55.9%
ハ) 広く役所での各種行政手続に利用するとともに、社会保障サービス、給付や税務行政にも利用できるものとすべきである。	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 6 2.8%
ニ) その他（具体的にご記入下さい）				
(5) 金融所得課税の一元化				
平成22年度の税制改正大綱において「金融所得課税については全ての所得を合算し				

て課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動性に鑑み、当面の対応として株式譲渡、配当課税の税率の見直しに取り組みと共に、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めること」とされています。これについて、下記の設問にお答えください。 【問41】 総合課税と金融所得課税の一元化 金融所得に対する課税について、どのようにお考えですか。 イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対である。 ロ) 資本の国際流動性を確保し、わが国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべきである。 ハ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 30 22.4% (ロ) 90 67.2% (ハ) 8 6.0%	(イ) 7 21.2% (ロ) 23 69.7% (ハ) 3 9.1%	(イ) 20 43.5% (ロ) 24 52.2% (ハ) 0 0.0%	(イ) 57 26.8% (ロ) 137 64.3% (ハ) 11 5.2%
【問42】 軽減税率と金融所得課税の一元化 平成24年度から上場株式等に係る税率の20%本則課税が行なわれることとされていますが、どのように考えますか。 イ) 軽減措置は、厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが、制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので、あくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべきである。 ロ) 貯蓄から投資への方角を目指すべきであり、その効果が明確に現れるまでは、現在の軽減税率を平成24年以降も継続すべきである。 ハ) 早期に本則課税(20%)に戻すべきである。 ニ) 上場株式等に係る税率を20%を上回る税率に引き上げるべきである。 ホ) 早期に金融所得課税の一元化を進めるべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 31 23.1% (ロ) 56 41.8% (ハ) 16 11.9% (ニ) 1 0.7% (ホ) 20 14.9% (ヘ) 3 2.2%	(イ) 8 24.2% (ロ) 15 45.5% (ハ) 3 9.1% (ニ) 0 0.0% (ホ) 5 15.2% (ヘ) 1 3.0%	(イ) 13 28.3% (ロ) 14 30.4% (ハ) 11 23.9% (ニ) 1 2.2% (ホ) 5 10.9% (ヘ) 0 0.0%	(イ) 52 24.4% (ロ) 85 39.9% (ハ) 30 14.1% (ニ) 2 0.9% (ホ) 30 14.1% (ヘ) 4 1.9%
4. 相続税				
【問43】 相続税のあり方 今後の相続税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可） イ) 相続税は、基礎控除額を引き下げ、課税割合を高めるべきである。 ロ) 課税割合を高める必要はなく、基礎控除額も現行を維持すべきである。 ハ) 現行最高税率（50%）は、引下げるべきである。 ニ) 現行最高税率は、引上げるべきである。 ホ) 現行最高税率は、維持すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 40 29.9% (ロ) 44 32.8% (ハ) 15 11.2% (ニ) 23 17.2% (ホ) 20 14.9% (ヘ) 8 6.0%	(イ) 11 33.3% (ロ) 11 33.3% (ハ) 4 12.1% (ニ) 6 18.2% (ホ) 9 27.3% (ヘ) 3 9.1%	(イ) 20 43.5% (ロ) 12 26.1% (ハ) 7 15.2% (ニ) 12 26.1% (ホ) 13 28.3% (ヘ) 2 4.3%	(イ) 71 33.3% (ロ) 67 31.5% (ハ) 26 12.2% (ニ) 41 19.2% (ホ) 42 19.7% (ヘ) 13 6.1%
【問44】 相続税の課税方式 相続税の課税方式として、どの方式が望ましいと考えますか。 イ) 遺産課税方式（遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税者として課税する方式）。 ロ) 遺産取得課税方式（相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、そのものが取得した遺産を課税物件として課税する	(イ) 14 10.4% (ロ) 37 27.6% (ハ) 69 51.5% (ニ) 4 3.0%	(イ) 3 9.1% (ロ) 12 36.4% (ハ) 16 48.5% (ニ) 2 6.1%	(イ) 10 21.7% (ロ) 16 34.8% (ハ) 18 39.1% (ニ) 0 0.0%	(イ) 27 12.7% (ロ) 65 30.5% (ハ) 103 48.4% (ニ) 6 2.8%

方式。ドイツ、フランス適用)				
ハ) 法定遺産課税取得方式（現行方式、相続税の総額を法定相続人の数を法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式）				
ニ) その他（具体的にご記入下さい）				
5. 地方税				
(1) 地方税のあり方				
【問45】 地方税負担のあり方				
地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。				
イ) 地方税の充実強化は税源移譲によって行うべきである。	(イ) 84 62.7%	(イ) 20 60.6%	(イ) 17 37.0%	(イ) 121 56.8%
	(ロ) 20 14.9%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 5 10.9%	(ロ) 34 16.0%
ロ) 地方財政の状況を考えるなら、税源移譲とは別に、何らかの税負担増加を検討すべきである。	(ハ) 21 15.7%	(ハ) 3 9.1%	(ハ) 22 47.8%	(ハ) 46 21.6%
	(ニ) 3 2.2%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 1.9%
ハ) 地方の行政を縮小してでも、現在の税負担は増やすべきではない。				
ニ) その他（具体的にご記入下さい）				
【問46】 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）				
地域間の財政力格差の問題の解決、安定的な財源確保の方法として、消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。				
イ) 賛成である。	(イ) 52 38.8%	(イ) 18 54.5%	(イ) 21 45.7%	(イ) 91 42.7%
ロ) 反対である。	(ロ) 15 11.2%	(ロ) 2 6.1%	(ロ) 13 28.3%	(ロ) 30 14.1%
ハ) どちらともいえない。	(ハ) 59 44.0%	(ハ) 12 36.4%	(ハ) 10 21.7%	(ハ) 81 38.0%
ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 2.3%
【問47】 地方税のあり方				
上記【問45、46】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）				
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、一層応益原則を徹底すべきである。	(イ) 46 34.3%	(イ) 13 39.4%	(イ) 21 45.7%	(イ) 80 37.6%
	(ロ) 46 34.3%	(ロ) 14 42.4%	(ロ) 11 23.9%	(ロ) 71 33.3%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべきである。	(ハ) 84 62.7%	(ハ) 21 63.6%	(ハ) 23 50.0%	(ハ) 128 60.1%
	(ニ) 7 5.2%	(ニ) 3 9.1%	(ニ) 5 10.9%	(ニ) 15 7.0%
	(ホ) 32 23.9%	(ホ) 12 36.4%	(ホ) 9 19.6%	(ホ) 53 24.9%
	(ヘ) 1 0.7%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 0.5%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべきである。				
ニ) 個人住民税（均等割）をはじめとして個人課税のウエイトは低いので見直すべきである。				
ホ) 超過課税、法定外税は見直すべき。				
ヘ) その他（具体的にご記入下さい）				
(2) 個人住民税				
【問48】 個人住民税				
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）				
イ) 応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げるべきである。	(イ) 41 30.6%	(イ) 14 42.4%	(イ) 21 45.7%	(イ) 76 35.7%
	(ロ) 16 11.9%	(ロ) 7 21.2%	(ロ) 11 23.9%	(ロ) 34 16.0%
	(ハ) 16 11.9%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 4 8.7%	(ハ) 24 11.3%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。	(ニ) 19 14.2%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 8 17.4%	(ニ) 29 13.6%
	(ホ) 65 48.5%	(ホ) 19 57.6%	(ホ) 18 39.1%	(ホ) 102 47.9%
ハ) 個人住民税を引き上げる際、低所得者対	(ヘ) 2 1.5%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 2 0.9%

策として、給付や給付付税額控除等での対応をセットで考えるべきである。 ニ) 現行制度を維持するべきである。 ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入下さい）				
(3) 法人住民税・法人事業税等 【問49】 法人住民税・法人事業税等 法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべきである。 ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。 ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入すべきである。 ニ) 外形標準課税については、現在資本金1億円超の企業に適用があるが、応益原則等の見地から、資本金1億円以下の企業にも適用すべきである。 ホ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるため、簡素化すべきである。 ヘ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである。 ト) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり、見直すべきである。 チ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 104 77.6% (ロ) 29 21.6% (ハ) 50 37.3% (ニ) 27 20.1% (ホ) 84 62.7% (ヘ) 11 8.2% (ト) 18 13.4% (チ) 4 3.0%	(イ) 26 78.8% (ロ) 7 21.2% (ハ) 16 48.5% (ニ) 9 27.3% (ホ) 25 75.8% (ヘ) 4 12.1% (ト) 2 6.1% (チ) 2 6.1%	(イ) 30 65.2% (ロ) 14 30.4% (ハ) 12 26.1% (ニ) 7 15.2% (ホ) 13 28.3% (ヘ) 7 15.2% (ト) 6 13.0% (チ) 1 2.2%	(イ) 160 75.1% (ロ) 50 23.5% (ハ) 78 36.6% (ニ) 43 20.2% (ホ) 122 57.3% (ヘ) 22 10.3% (ト) 26 12.2% (チ) 7 3.3%
(4) 固定資産税 【問50】 固定資産税 固定資産税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 諸外国では例外的な償却資産に対する固定資産税の賦課は廃止すべきである。 ロ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。 ハ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる等負担の適正化を図るべきである。 ニ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準によるべきである。	(イ) 85 63.4% (ロ) 82 61.2% (ハ) 21 15.7% (ニ) 18 13.4%	(イ) 25 75.8% (ロ) 23 69.7% (ハ) 9 27.3% (ニ) 4 12.1%	(イ) 25 54.3% (ロ) 15 32.6% (ハ) 5 10.9% (ニ) 19 41.3%	(イ) 135 63.4% (ロ) 120 56.3% (ハ) 35 16.4% (ニ) 41 19.2%
6. その他の税制等				
(1) 自動車関係諸税 【問51】 自動車関係諸税の是非 道路特定財源制度（燃料課税、車体課税）は、従前の暫定税率は廃止されましたが、				

当分の間、従前の課税水準は維持することとされ、自動車重量税は一部見直しが行なわれています。一般財源化された暫定税率分の税負担についてはどのように考えますか。 イ) 維持すべきである。 ロ) 暫定税率相当分は減税すべきである。 ハ) どちらともいえない。 ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 45 33.6%	(イ) 14 42.4%	(イ) 19 41.3%	(イ) 78 36.6%
	(ロ) 42 31.3%	(ロ) 11 33.3%	(ロ) 14 30.4%	(ロ) 67 31.5%
	(ハ) 36 26.9%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 11 23.9%	(ハ) 52 24.4%
	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 3 9.1%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 7 3.3%
【問52】 一般財源化された旧道路特定財源の用途				
当分の間、従前の税率水準が維持された旧道路特定財源相当分の税収の用途についてどのように考えますか。 イ) 一般財源ではあるが、引き続きその税収の大半は、道路整備費に充てるべきである。 ロ) 一般財源化された財源については、地球温暖化支援のために充てるべきである。 ハ) 電気自動車の給電システム整備、都市における公共交通機関の経営支援等の環境戦略を推進する費用に充てるべきである。 ニ) 道路整備費を削減し、社会保障関係費等に充てるべきである。 ホ) 一般財源であるので、用途について制限をつけるべきでない。 ヘ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 13 9.7%	(イ) 5 15.2%	(イ) 8 17.4%	(イ) 26 12.2%
	(ロ) 16 11.9%	(ロ) 3 9.1%	(ロ) 3 6.5%	(ロ) 22 10.3%
	(ハ) 18 13.4%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 6 13.0%	(ハ) 28 13.1%
	(ニ) 15 11.2%	(ニ) 4 12.1%	(ニ) 5 10.9%	(ニ) 24 11.3%
	(ホ) 61 45.5%	(ホ) 15 45.5%	(ホ) 22 47.8%	(ホ) 98 46.0%
	(ヘ) 3 2.2%	(ヘ) 2 6.1%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 5 2.3%
(2) 環境税				
【問53】 環境に関する税制のあり方				
環境に関する税制についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 温暖化対策税制等による単独の国のみによる課税では、生産移転等によりCO2の削減にならない。これ以外の手法により、削減を図るべきである。 ロ) グリーン化税制をより推進すべきである。 ハ) 温暖化対策税制を導入すべきである。 ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 88 65.7%	(イ) 24 72.7%	(イ) 22 47.8%	(イ) 134 62.9%
	(ロ) 38 28.4%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 14 30.4%	(ロ) 62 29.1%
	(ハ) 20 14.9%	(ハ) 3 9.1%	(ハ) 12 26.1%	(ハ) 35 16.4%
	(ニ) 3 2.2%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 5 2.3%
(3) 印紙税等				
【問54】 印紙税の是非				
印紙税についてどのように考えますか。 イ) 同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し、電子書類は対象とされない不公平があるので、印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。 ロ) 印紙税については、更に進んで廃止を検討すべきである。 ハ) 印紙税は、基本的に現状を維持すべきである。 ニ) その他（具体的にご記入下さい）	(イ) 34 25.4%	(イ) 4 12.1%	(イ) 15 32.6%	(イ) 53 24.9%
	(ロ) 93 69.4%	(ロ) 28 84.8%	(ロ) 23 50.0%	(ロ) 144 67.6%
	(ハ) 3 2.2%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 6 13.0%	(ハ) 9 4.2%
	(ニ) 1 0.7%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 3 1.4%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備				
【問55】 税制上の一般的な問題認識				
税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい。（複数回答可） イ) 国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。 ロ) クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。 ハ) 国及び地方ともに徴税率が低く、財源確	(イ) 64 47.8%	(イ) 15 45.5%	(イ) 22 47.8%	(イ) 101 47.4%
	(ロ) 63 47.0%	(ロ) 16 48.5%	(ロ) 7 15.2%	(ロ) 86 40.4%
	(ハ) 26 19.4%	(ハ) 11 33.3%	(ハ) 13 28.3%	(ハ) 50 23.5%
	(ニ) 9 6.7%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 9 19.6%	(ニ) 20 9.4%
	(ホ) 73 54.5%	(ホ) 18 54.5%	(ホ) 18 39.1%	(ホ) 109 51.2%
	(ヘ) 91 67.9%	(ヘ) 24 72.7%	(ヘ) 19 41.3%	(ヘ) 134 62.9%

保、公平性の両面から問題である。	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	3.0%	(ト)	2	4.3%	(ト)	3	1.4%
ニ) 今年度の改正で罰則が強化されたが、納税者に対するタックスコンプライアンスを確保することが、租税負担の公平の確保につながるので、更に加算税や刑事罰等の罰則を強化すべきである。												
ホ) グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている。												
ヘ) 制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。												
ト) その他（具体的にご記入下さい）												
【問56】 納税環境の整備												
納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい（複数回答可）。												
イ) 財源確保、公平性の担保が重要であり、徴税率をあげるために、徴税組織の拡充が必要。	(イ)	10	7.5%	(イ)	4	12.1%	(イ)	9	19.6%	(イ)	23	10.8%
	(ロ)	50	37.3%	(ロ)	18	54.5%	(ロ)	15	32.6%	(ロ)	83	39.0%
	(ハ)	30	22.4%	(ハ)	9	27.3%	(ハ)	23	50.0%	(ハ)	62	29.1%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要。	(ニ)	36	26.9%	(ニ)	13	39.4%	(ニ)	7	15.2%	(ニ)	56	26.3%
	(ホ)	42	31.3%	(ホ)	13	39.4%	(ホ)	12	26.1%	(ホ)	67	31.5%
ハ) 税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため、義務教育に租税教育を導入する。	(ヘ)	63	47.0%	(ヘ)	15	45.5%	(ヘ)	24	52.2%	(ヘ)	102	47.9%
	(ト)	44	32.8%	(ト)	8	24.2%	(ト)	13	28.3%	(ト)	65	30.5%
	(チ)	51	38.1%	(チ)	14	42.4%	(チ)	15	32.6%	(チ)	80	37.6%
ニ) 税に関する知識の習得、国民の納税者意識の向上をはかり、申告納税制度を適正に履行できるように、ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行うべきである。	(リ)	1	0.7%	(リ)	0	0.0%	(リ)	2	4.3%	(リ)	3	1.4%
ホ) 電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべきである。												
ヘ) 社会保障・税に関わる番号制度は、租税負担の公平性の確保や税制の信頼性を高める重要な基盤になるので、早期に導入すべきである。												
ト) 納税者の利便性の向上、予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので、事前照会に対する文書照会等の手続きを改善する。												
チ) 地方税申告・納付の簡素化												
リ) その他（具体的にご記入下さい）												

Ⅳ. 回答者の業種・職業

【問57】												
ご回答された方は次のどれに該当しますか。												
<法人会員の方、租研役員の方>												
イ) メーカー関連	(イ)	57	42.5%	(イ)	15	45.5%	(イ)			(イ)	72	33.8%
ロ) 金融関連	(ロ)	16	11.9%	(ロ)	4	12.1%	(ロ)			(ロ)	20	9.4%
ハ) 流通関連	(ハ)	3	2.2%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)			(ハ)	3	1.4%
ニ) IT・情報通信関連	(ニ)	4	3.0%	(ニ)	2	6.1%	(ニ)			(ニ)	6	2.8%
ホ) 運輸関連	(ホ)	8	6.0%	(ホ)	2	6.1%	(ホ)			(ホ)	10	4.7%
ヘ) 建設・不動産・エネルギー関連	(ヘ)	17	12.7%	(ヘ)	6	18.2%	(ヘ)			(ヘ)	23	10.8%
ト) マスコミ・教育関連	(ト)	1	0.7%	(ト)	0	0.0%	(ト)			(ト)	1	0.5%
チ) レジャー関連	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)			(チ)	0	0.0%
リ) 公共団体、公益法人等	(リ)	12	9.0%	(リ)	1	3.0%	(リ)			(リ)	13	6.1%
ヌ) その他	(ヌ)	12	9.0%	(ヌ)	2	6.1%	(ヌ)			(ヌ)	14	6.6%

＜個人会員の方＞									
ル) 税理士・公認会計士	(ル)	(ル)	(ル)	27	58.7%	(ル)	27	12.7%	
ヲ) 教員	(ヲ)	(ヲ)	(ヲ)	10	21.7%	(ヲ)	10	4.7%	
ワ) 公務員	(ワ)	(ワ)	(ワ)	3	6.5%	(ワ)	3	1.4%	
カ) その他	(カ)	(カ)	(カ)	5	10.9%	(カ)	5	2.3%	

法人税に関する特別調査

	維持（法人）会員／回収数 134	租研役員・評議員／回収数 33	合 計／回収数 167
〔Q－1〕 海外売上比率 貴社、貴グループにおける、海外拠点の売上比率は、どの程度ですか。 イ) 海外進出なし （海外売上比率 ほぼ0%） ロ) ほとんどが国内 （海外売上比率20%未満） ハ) 国内のほうが多い （海外売上比率 20%以上50%未満） ニ) 半分程度 （海外売上比率 50%前後） ホ) 海外のほうが多い 海外売上比率 50%超80%未満） ヘ) ほとんどが海外 （海外売上比率 80%以上）	(イ) 13 9.7% (ロ) 36 26.9% (ハ) 30 22.4% (ニ) 9 6.7% (ホ) 14 10.4% (ヘ) 2 1.5%	(イ) 3 9.1% (ロ) 13 39.4% (ハ) 6 18.2% (ニ) 3 9.1% (ホ) 3 9.1% (ヘ) 2 6.1%	(イ) 16 9.6% (ロ) 49 29.3% (ハ) 36 21.6% (ニ) 12 7.2% (ホ) 17 10.2% (ヘ) 4 2.4%
〔Q－2〕 国内投資、海外投資のウエイト 直近の投資及び投資計画において、投資額は国内、海外別の比率で見ると、どのケースにあたりますか。（数字は、概算で結構です。） イ) 100%日本国内 ロ) 80%以上日本国内 ハ) 50%以上80%未満日本国内 ニ) 日本国内、海外50%前後 ホ) 50%以上80%未満海外 ヘ) 80%以上海外	(イ) 13 9.7% (ロ) 45 33.6% (ハ) 28 20.9% (ニ) 9 6.7% (ホ) 6 4.5% (ヘ) 3 2.2%	(イ) 3 9.1% (ロ) 13 39.4% (ハ) 8 24.2% (ニ) 1 3.0% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 1 3.0%	(イ) 16 9.6% (ロ) 58 34.7% (ハ) 36 21.6% (ニ) 10 6.0% (ホ) 6 3.6% (ヘ) 4 2.4%

〔Q-3〕現状での海外展開を行なっている地域

現在、海外展開を行なっている主な地域はどこですか。あてはまるもの全てに○印をつけてください。

維持（法人）会員／回収数 134

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポール、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	59 44.0%	50 37.3%	23 17.2%	50 37.3%	22 16.4%	41 30.6%	12 9.0%	9 6.7%	12 9.0%	12 9.0%
②販売拠点 (含営業拠点)	79 59.0%	70 52.2%	40 29.9%	76 56.7%	41 30.6%	68 50.7%	29 21.6%	36 26.9%	30 22.4%	10 7.5%
③研究・ 開発拠点	15 11.2%	9 6.7%	4 3.0%	26 19.4%	0 0.0%	23 17.2%	0 0.0%	3 2.2%	0 0.0%	25 18.7%
④その他	9 6.7%	10 7.5%	4 3.0%	9 6.7%	3 2.2%	11 8.2%	1 0.7%	3 2.2%	3 2.2%	13 9.7%

租研役員・評議員／回収数 33

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポール、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	17 51.5%	14 42.4%	8 24.2%	15 45.5%	8 24.2%	9 27.3%	3 9.1%	4 12.1%	5 15.2%	2 6.1%
②販売拠点 (含営業拠点)	21 63.6%	19 57.6%	16 48.5%	20 60.6%	14 42.4%	18 54.5%	10 30.3%	14 42.4%	12 36.4%	3 9.1%
③研究・ 開発拠点	5 15.2%	3 9.1%	1 3.0%	9 27.3%	0 0.0%	9 27.3%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%	6 18.2%
④その他	3 9.1%	5 15.2%	2 6.1%	5 15.2%	2 6.1%	6 18.2%	1 3.0%	3 9.1%	1 3.0%	2 6.1%

合 計／回収数 167

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポール、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	76 45.5%	64 38.3%	31 18.6%	65 38.9%	30 18.0%	50 29.9%	15 9.0%	13 7.8%	17 10.2%	14 8.4%
②販売拠点 (含営業拠点)	100 59.9%	89 53.3%	56 33.5%	96 57.5%	55 32.9%	86 51.5%	39 23.4%	50 29.9%	42 25.1%	13 7.8%
③研究・ 開発拠点	20 12.0%	12 7.2%	5 3.0%	35 21.0%	0 0.0%	32 19.2%	0 0.0%	6 3.6%	0 0.0%	31 18.6%
④その他	12 7.2%	15 9.0%	6 3.6%	14 8.4%	5 3.0%	17 10.2%	2 1.2%	6 3.6%	4 2.4%	15 9.0%

〔Q-4〕今後の海外展開（新規進出、拡充）予定地域

今後、海外展開（新規進出、拡充）を行なう予定もしくは検討している主な地域はどこですか。あてはまるもの全てに○印をつけてください。

維持（法人）会員／回収数 134

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポール、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	22 16.4%	20 14.9%	19 14.2%	9 6.7%	11 8.2%	6 4.5%	5 3.7%	4 3.0%	8 6.0%	11 8.2%

②販売拠点 (含営業拠点)	27 20.1%	21 15.7%	20 14.9%	9 6.7%	13 9.7%	10 7.5%	9 6.7%	7 5.2%	7 5.2%	10 7.5%
③研究・ 開発拠点	3 2.2%	3 2.2%	2 1.5%	4 3.0%	1 0.7%	2 1.5%	1 0.7%	1 0.7%	1 0.7%	13 9.7%
④その他	1 0.7%	2 1.5%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	14 10.4%

租研役員・評議員／回収数 33

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポー ル、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	10 30.3%	9 27.3%	8 24.2%	4 12.1%	3 9.1%	3 9.1%	1 3.0%	1 3.0%	4 12.1%	2 6.1%
②販売拠点 (含営業拠点)	9 27.3%	8 24.2%	6 18.2%	4 12.1%	4 12.1%	5 15.2%	2 6.1%	3 9.1%	6 18.2%	2 6.1%
③研究・ 開発拠点	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	1 3.0%	3 9.1%
④その他	1 3.0%	2 6.1%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	3 9.1%

合 計／回収数 167

	イ 東アジア (中国、韓国、 台湾等)	ロ 東南アジア (シンガポー ル、タイ、 ベトナム等 ASEAN諸国)	ハ 南アジア (インド等)	ニ 北米 (米国、カナ ダ)	ホ 中南米 (ブラジル、 アルゼンチ ン、メキシコ 等)	ヘ EU諸国	ト 他欧州 (ロシア等)	チ オセアニア	リ その他 (中東、アフ リカ 等)	ヌ 海外展開無し 日本のみ
①生産拠点	32 19.2%	29 17.4%	27 16.2%	13 7.8%	14 8.4%	9 5.4%	6 3.6%	5 3.0%	12 7.2%	13 7.8%
②販売拠点 (含営業拠点)	36 21.6%	29 17.4%	26 15.6%	13 7.8%	17 10.2%	15 9.0%	11 6.6%	10 6.0%	13 7.8%	12 7.2%
③研究・ 開発拠点	4 2.4%	3 1.8%	2 1.2%	5 3.0%	1 0.6%	2 1.2%	1 0.6%	2 1.2%	2 1.2%	16 9.6%
④その他	2 1.2%	4 2.4%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	17 10.2%

	維持（法人）会員／回収数 134	租研役員・評議員／回収数 33	合 計／回収数 167
〔Q-5〕 海外展開（新規進出、拡充）の決定要因 海外展開（新規進出、拡充）の意思決定を行なう際に、必ず検討する優先度の高い要因、項目をお答えください。 (複数回答可) イ) 労務コストが安価 ロ) 原料の調達コストが安価 ハ) 他のコストが安価（物流費等） ニ) 法人税負担の差 ホ) 法人税以外の社会保障負担の差 ヘ) 法令、規制の差 ト) 為替リスク回避 チ) 人材確保 リ) 国内需要の飽和、減少	(イ) 45 33.6% (ロ) 34 25.4% (ハ) 25 18.7% (ニ) 32 23.9% (ホ) 6 4.5% (ヘ) 30 22.4% (ト) 14 10.4% (チ) 28 20.9% (リ) 28 20.9% (ヌ) 70 52.2% (ル) 20 14.9% (ヲ) 47 35.1%	(イ) 12 36.4% (ロ) 11 33.3% (ハ) 6 18.2% (ニ) 9 27.3% (ホ) 2 6.1% (ヘ) 8 24.2% (ト) 2 6.1% (チ) 8 24.2% (リ) 11 33.3% (ヌ) 21 63.6% (ル) 7 21.2% (ヲ) 12 36.4%	(イ) 57 34.1% (ロ) 45 26.9% (ハ) 31 18.6% (ニ) 41 24.6% (ホ) 8 4.8% (ヘ) 38 22.8% (ト) 16 9.6% (チ) 36 21.6% (リ) 39 23.4% (ヌ) 91 54.5% (ル) 27 16.2% (ヲ) 59 35.3%

ヌ) 現地市場の需要 (拡大) 補足 ル) 海外のビジネスパートナーからの依頼 ヲ) カントリーリスク ワ) その他 (具体的にご記入ください)	(ワ) 7 5.2%	(ワ) 3 9.1%	(ワ) 10 6.0%
〔Q-6〕 法人税の企業への影響の変化 ここ数年において (10年前と比較して), 企業行動における, 法人税の影響は高まったと感じますか。 イ) 影響が高まっている ロ) 影響に変化は無い ハ) 影響が低下している ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(イ) 67 50.0% (ロ) 37 27.6% (ハ) 0 0.0% (ニ) 0 0.0%	(イ) 20 60.6% (ロ) 9 27.3% (ハ) 0 0.0% (ニ) 0 0.0%	(イ) 87 52.1% (ロ) 46 27.5% (ハ) 0 0.0% (ニ) 0 0.0%
〔Q-7〕 企業行動における, 法人税の影響が高まった要因 企業行動における, 法人税の影響が高まったとお答えになった方に伺います。影響が高まった要因は以下のどれですか (複数回答可)。 イ) 海外 (輸出先, 海外拠点等) の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大 ロ) 売上 (含む原料調達) における, 海外比率の高まり ハ) 海外の株主比率の高まり ニ) 企業評価が, 経常利益から税引後利益に変化 ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(イ) 53 39.6% (ロ) 16 11.9% (ハ) 4 3.0% (ニ) 21 15.7% (ホ) 4 3.0%	(イ) 16 48.5% (ロ) 4 12.1% (ハ) 0 0.0% (ニ) 5 15.2% (ホ) 2 6.1%	(イ) 69 41.3% (ロ) 20 12.0% (ハ) 4 2.4% (ニ) 26 15.6% (ホ) 6 3.6%

〔Q-8〕 国内投資を活性化させるために必要な減税規模 (国内企業)

今後, 企業が国内投資を活性化するため, 法人税減税 (税率, 政策減税含む) は最低限どの程度必要と感じますか。

維持 (法人) 会員 / 回収数 134

(現状からの減税幅)	イ ▲5%減税	ロ ～▲10%減税	ハ ～▲15%減税	ニ ～▲20%減税	ホ ▲20%以上	ヘ 減税しても変化無し
①生産拠点	7 5.2%	29 21.6%	27 20.1%	2 1.5%	7 5.2%	10 7.5%
②販売拠点 (含営業拠点)	8 6.0%	35 26.1%	24 17.9%	2 1.5%	2 1.5%	19 14.2%
③研究・開発拠点	6 4.5%	26 19.4%	18 13.4%	3 2.2%	6 4.5%	13 9.7%
④その他	5 3.7%	20 14.9%	8 6.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 5.2%

租研役員・評議員 回収数／33

(現状からの 減税幅)	イ ▲5%減税	ロ ～▲10%減税	ハ ～▲15%減税	ニ ～▲20%減税	ホ ▲20%以上	ヘ 減税しても 変化無し
①生産拠点	4 12.1%	5 15.2%	8 24.2%	0 0.0%	2 6.1%	4 12.1%
②販売拠点 (含営業拠点)	4 12.1%	7 21.2%	8 24.2%	1 3.0%	0 0.0%	6 18.2%
③研究・ 開発拠点	3 9.1%	4 12.1%	5 15.2%	2 6.1%	1 3.0%	5 15.2%
④その他	3 9.1%	4 12.1%	3 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.1%

合 計 回収数／167

(現状からの 減税幅)	イ ▲5%減税	ロ ～▲10%減税	ハ ～▲15%減税	ニ ～▲20%減税	ホ ▲20%以上	ヘ 減税しても 変化無し
①生産拠点	11 6.6%	34 20.4%	35 21.0%	2 1.2%	9 5.4%	14 8.4%
②販売拠点 (含営業拠点)	12 7.2%	42 25.1%	32 19.2%	3 1.8%	2 1.2%	25 15.0%
③研究・ 開発拠点	9 5.4%	30 18.0%	23 13.8%	5 3.0%	7 4.2%	18 10.8%
④その他	8 4.8%	24 14.4%	11 6.6%	0 0.0%	0 0.0%	9 5.4%